

## 1 水道局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①認定第1号 平成28年度光市水道事業決算について

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

#### ②議案第59号 平成28年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

#### ○笹井委員

それでは、水道局関係、大きく分けて3項目ほどお尋ねしたいと思います。

まず最初の項目なんですけど、雑誌「週刊ダイヤモンド」というところが、7月29日号ですけれども、全国水道危険度ランキングちゅうのを発表してるんです。この記事自体は水道局さん、見られてますかね。

#### ○宮崎水道局次長兼業務課長

雑誌のほうは見ておりませんが、議員から通告をいただきましたので、昨日ネットを開きまして、ランキング等については拝見をしたところでございます。

#### ○笹井委員

わかりました。本会議でも言いましたけど、やっぱり行政の事業の進捗などを認識するためには、こういうランキングとか横に並べての比較、数量的な比較ということで、外部から見ないと、なかなか内部だけでは評価ができないと思っています。これに基づ

いて、ちょっと取り上げた項目について聞いてみたいと思います。

この全国水道危険度ランキング自体は、全国1,219の事業体の中でランキングをつかったもので、悪いほう上位に来ています。光は901位ということで、悪いほうから数えて、下のほうですから、まあええほうというふうに理解できると思います。

ちなみに、柳井市が悪いほうから62番目、下松市は悪いほうから1,195番目ということで、確かにこういう全国でも下松はトップレベルでこの評価じゃいいというような結果でございます。

ランキングはともかくとして、ここの素材となったデータとか実施状況についてはこの本自体、そこまで出ていませんでしたので、確認していきたいんですけど、まず水道料金について、山口県内の比較でいいです。13市中、今現在、何番目になりますかね。

○吉岡料金担当課長

水道料金についてですが、一般家庭用水13mmの1カ月当たり10m<sup>3</sup>で3番目、20m<sup>2</sup>で4番目に安い水道料金になっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。従前からよくこの話は会議なんかでも聞いていますので、県内でもいいほうというふうに理解いたしました。

次、水道事業の経常収支比率について、県内13市中、どういう位置づけになるのか、ちょっと教えてください。

○宮崎水道局次長兼業務課長

県内13市中7番目に良いというんですか、悪いというんですか、7番目に位置をいたしております。

○笹井委員

わかりました。まあ中位ぐらいというふうに理解しました。

今回、私も初めて、料金回収率ちゅうのも数字を出そうと思ったら出せるというのを知ったんですけども、料金回収率についてはどうなっているか、13市中で見ると何番目になるんでしょうか。

○宮崎水道局次長兼業務課長

これも7番目でございます。

○笹井委員

わかりました。この民間のダイヤモンド社がつくったランキングは、これに市の財政力指数までをあわせてやっています、これは水道局とはまた別次元の話です。ここはそういう捉え方をしとるということですが、今聞いた感じでは、料金は安いと、経営状

況は中位であるというふうな理解をいたしました。

それでは、ちょっと次の項目に入ります。

最近、市の一部の施設でも、新電力導入について、実際に導入されたところもあるわけですが、水道局については、新電力の導入について、こういった調査研究というのはされていますでしょうか。

#### ○森下浄水課長

新電力につきましては、水道局の使用する電力のほとんどが林浄水場で使用しておりますので、浄水場の使用電力において調査研究を実施いたしました。

林浄水場では、取水、浄水、配水池への送水等の行程を24時間体制で行っております。ポンプの始動・停止による機械への負担を軽減させ、効率化を図るために、夜間、昼間かわらず運転を行っております。

調査したところ、新電力に関しては、日中の太陽光発電、自家発電を行っている工場等の余剰電力を売電して、電力料金を安く設定するというところでございますが、先ほど申しましたように、浄水場においては、夜間も運転をしておりますので、夜間の基本料金は相当高くなるというような新電力料金の仕組みとなっております。

参考までに、新電力業者による参考資料として、平成28年度電力使用量、3,433万3,930kW/hに基づいて、新電力による使用料の見積もりを徴収したところ、年間総額、税込みで約5,388万円となっております。現在、中国電力と契約しているわけですが、それに比べると、330万円ほど新電力が高いという結果になっております。

この結果から、新電力の導入のメリットは今のところないというふうに考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。いい結果を教えてくださいました。何か新電力になると皆安くなるというようなイメージを、漠然と持ったんですけど、きちんと計算されると高くなる。きちんと分析していただいてありがとうございます。

私もちょっと素人なりに新電力のパンフレットなんかも見ただけなんですけど、どうもずっと平常的に使っておるようなところは余り安くない。林浄水場なんかもかえって高くなるということですし、そうなんですかね。逆に学校とか公共ホールみたいに使うときと使わないときの差が激しいところなんかは、新電力になると安くなるというふうに、認識しております。

電力の安さだけじゃなくて、本当は災害時の安全性とかまで考慮しなければいけませんから、一概に値段だけで決めるものでもないと思います。市内の他の例、あるいは市外の他の例を調査分析しながら、最終的に市民負担が安くなるような形のお取り組みをしていただければと思います。

最後の項目になります。光市の塩田地区で、塩田コミュニティ主催による水道の説明会があって、その中で水道局さんのほうで、塩田でアンケートをとられて、その結果を報告されたというふうなことを聞きました。その内容自体は私どもはまだ聞いておりま

せんので、その塩田で行ったアンケートの結果について、どのような結果が出たのかをちょっと教えてください。

○西工務課長

塩田地区の水問題についてのアンケート結果についてお答えいたします。

昨年の平成28年4月3日から5月12日にかけて、給水区域外の塩田地区全域に井戸水の調査を行い、59%の世帯から回答がありました。

質問の内容といたしましては、水の確保の状況、井戸の点検の状況、水質検査をやったかどうかの有無の状況について、アンケートを行いました。このアンケートにおいて、水が不足している、水質が異常である、将来に対して大変不安を持っている等の水に対して困っているとの回答が、塩田地区全域で38件、パーセントにしますと14.3%ありました。14.3%と決して多くありませんが、水を買ってくる、カルキ成分が多くて水質が心配である、または水をくみに行けるが、将来に渡って水をくみに行くことができるか不安であるなどの切実な意見も中にはありました。

以上です。

○笹井委員

今のお答えですと、水の確保についての項目は14%が困っているという回答だったけど、ほかの項目についても何かそういうふうな数字でこういうふうになっておるといような結果というのは出てないんでしょうか。

○西工務課長

アンケート項目は8項目で、住所、名前、そのほかに世帯の年齢構成、水に対して不安があれば、具体的にどういうふうに困っているかというような項目がありまして、困っている方は水質にも不安があるし、水の量にも大概不安を持っている方が多く、複数の回答がありました。

○笹井委員

まあ概略はわかりました。14%の方が困っているという回答でしたけど、これはどうですか、地区によって、この地区がやっぱり大変困っている人が多いとか、あるいは、この地区はそう問題になっていないと、そういう地区別の動向がわかりましたら教えてください。

○西工務課長

県道光玖珂線の小学校付近まで、塩田小学校付近に限りますと困っている方が大分多くなります。

以上です。

○笹井委員

ちょっと地形もわからないんで、「はあ、わかりました」とよう言えんのですが、  
県道沿いの塩田小の周りが困っている方が多いと、それ以外の地区は余り困っている方  
が多くないという理解でよろしいでしょうか。

○西工務課長

小倉地区とか十王地区という地区があるんですが、あのあたりの方が大変困ってられ  
て、そして、佐田下という地区の方が多く困ってられる方がいます。  
以上です。

○笹井委員

わかりました。何となくわかりました。

それで、塩田コミュニティが行った会議の場で、この報告を関係部局から報告された  
ということが新聞報道の中で聞いております。そして、その場でもいろんな外部意見が  
出たというふうにも聞いておるんですけど、まとめて大体どんな感じの意見が塩田のコ  
ミュニティ主催の会議で出たのでしょうか。

○西工務課長

5月27日に塩田コミュニティセンターにて、塩田地区全域の17自治会長に対して、水  
道施設の説明を行いました。

そして、塩田地区全域となればかなり広いので、標高の低い地域には自然流下で水は  
行くのですが、標高の高い地域にはどうしても水が行かないというふうな説明もいたし  
ました。

そうは言っても、標高の高い地域の方も困ってられるというふうな意見があって、ど  
うすればうちのほうまで来るのかとか、お金はどのぐらいかかるのかとかいう意見や、  
水道局としては、既設管に近い地域からしか水道管は配管できないので、順次、埋設し  
た地域の方からとっていただければ工事もしやすいんですが、さっき述べたように、既  
設管から遠い地域の方も当然困っておられるので、今後どういうふうにしていったら  
いいのかという話になりました。

以上です。

○笹井委員

わかりました。私もちょっと自分の住んどるところから随分遠いところなんで、ああ  
そういうことがあったんだなというのを新聞報道で初めて知ったわけですが、  
またよく勉強して、今後、取り組んでいきたいと思えます。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 福祉保健部関係分

### (1) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○笹井委員

それでは、大きく分けて4点ほどお尋ねいたします。

まず、さっきの部局ともかぶりますけど、新電力の導入についての検討状況についてお聞きします。市の施設でも一部導入されておるわけですが、福祉保健部も「あいぱーく」は幼稚園、保育園という施設を持っておりますので、こちらの施設の新電力の導入についての調査研究などをされておりますでしょうか。

##### ○松村福祉総務課長

新電力の導入の調査研究について、2つの課にまたがりますが、私のほうからまとめてお答えをさせていただきます。

お尋ねの施設について、「あいぱーく」につきましては、新電力の事業者から見積もりを徴したことがございます。幼稚園、保育園については調査したことはございません。

「あいぱーく」における調査では、1者から見積もりを徴したところでございますが、一定の効果があるという試算となっております。

なお、この試算は極めて大まかな試算でございますことから、効果額については差し控えさせていただければと思います。

以上でございます。

##### ○笹井委員

わかりました。まあ新電力については、電気の低減だけじゃなくて、やっぱり最終的には安全性なども考慮しなければいけないと思いますし、他市や、市内でも一部施設がやっていますが、それなどの運営状況を見ながら、また私としても長期的に研究していきたいと思います。

次の項目に参ります。障害者の関係ですが、この就労事業所の支援要件が4月から変更されたということですが、どのような内容でしょうか。

といいますのが、8月23日の全国紙の報道で、「障害者大量解雇相次ぐ」というちょっとどぎつい見出しで、4月から事業所に対する補助金の支給要件を厳しくしたところ、経営悪化を理由に事業所が廃業し、障害者を大量に解雇するケースが相次いでいるという記事がありました。そういう意味で、ちょっと制度の変更点についてお聞きしたいと思います。

##### ○松村福祉総務課長

新聞で紹介された障害者の大量解雇の記事をもとに御質問いただきましたが、お答えに当たりましては、制度の仕組みなどを少し知っておいていただく必要がございますことから、初めに少し説明をさせていただければと思います。

大量解雇が相次いだと紹介されておりましたのは、障害者が地域で暮らすための介護や職業訓練などの福祉サービスを提供する障害者自立支援給付事業、これは自立支援制度の核となる事業でございまして、いわゆるホームヘルプサービスであるとか、ショートステイであるとか、デイサービスとか、あと障害者の補装具、こういったものを総括した制度になるんですけど、この中の就労継続支援給付という制度の中で雇用された障害者が対象となったもので、この制度は、一般企業等での就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的とした制度でございます。

この事業では、障害者と事業所が雇用契約を結んで最低賃金等の労働基準法の適用を受けるA型と分類される事業と、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に生産活動やその他の活動の機会を提供する、いわゆる授産型の施設のB型の事業所があり、このたびのケースはA型の事業所で発生したものでございます。

A型の事業では、利用者10名に対して指導員1名以上を置く必要がございますが、利用者1名が仮に20日勤務するとした場合には、月額で約8万円の自立支援給付費が給付されます。また、事業経営を軌道に乗せる後押しをする施策として、この自立支援の制度とは別に、事業開始から最大3年間、事業所は障害者等の区分に応じて、1人の雇用当たり年額30万円から80万円の範囲で、特定求職者雇用開発助成金、これハローワークの所管になるんですが、こちらの助成を受けることができる制度が設けられております。これが事業の概要でございます。

次に、制度の改正点でございますが、ただいま御説明した状況の中で、4月の制度改正におきましては、利用者の希望を踏まえた就労機会の提供をすることや、事業者の情報公開の促進といった4点の改正が行われておりますが、このたびの事例に関係があるという改正点につきましては、利用者に支払う賃金総額以上の事業収益を確保すべきとする原則、これが追加されました。

つまり、利用者の賃金は、請け負った事業の収益から支払い、給付金から賃金に充当しないようにされたことで、これまで十分な営業収益の上がない事業所が閉鎖されたものと思われれます。

また、特定求職者雇用開発助成金につきましても、従前、離職率の基準、障害者の雇用の場合には、意外と離職率が高いんですけども、離職率の基準が50%以下の事業所は該当しておったものが、25%以下の事業所しか該当しないことになりましたことや、平成26年から27年度に事業を開始した事業所が多く、雇用開発助成交付金の3年という年限を迎えるタイミングであったということもあっての閉鎖に至ったものというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

なかなか制度も難しいんで、全部わかったという自信がありませんけど、制度の改正のほうは、おおむね理解しました。

その上で、じゃあその今回の対象となった事業所は市内でどれぐらいあるのでしょうか

か。そして、そういった事業所の事業内容とか雇用の状況に変化は出てきているのでしょうか。

○松村福祉総務課長

このたびの制度改正、就労継続支援給付A型の事業所は、市内に4つございます。これらの事業所から具体的な解雇の情報や事業所からの相談等、これまでは届いておりません。

ちなみにでございますが、本日の新聞紙面におきまして、「障害者就労支援に実績反映」というタイトルで、厚生労働省は13日、障害者の賃金水準や活動実績に応じて、事業所に支払う報酬額に差をつける方針を固めた。質の向上を図るのが狙いで、来年4月の報酬改定で実施する。障害者に適切な賃金を支払っている事業所を評価するため、平均賃金や事業収入、一般企業への就労移行などの実績を報酬に反映させる考えだと報道されております。引き続き情報収集等に努めますとともに、適切な事業実施には努めてまいりたいと思います。

○笹井委員

わかりました。市内では、とにかくそういう悪い影響は今のところ反映されてないというふうに理解しました。

今回の制度改正にかかわらず、ちょっと一般で幅広く聞きますけど、障害者の就労支援の状況はどうなっているのでしょうか。景気がよくなって求人倍率も上がっていますし、私も民間の求人チラシで、障害者の方の就職を取り扱いますみたいな広告も見たことがあります。これについて、方向的には私は今いい方向にあると思うんですが、所管部局としてこういった動向や状況の変化について認識されていますでしょうか。

○松村福祉総務課長

障害者の本市の就労支援の状況、それから景気変動等の影響ということについて、お尋ねをいただきました。

障害者の皆さんの就労に対する意識というのはかなり高く、ニーズも多い実態がございいますが、なかなか希望に沿った職業につくというケースは少なく、一旦就労したとしても、業務になじめなかったりなどで離職してしまうケースも多くございます。

このため、障害者の就労について、自立支援給付制度において、就労移行支援として、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、最長で2年間となりますが、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練というものを行っております。

それから、先ほどの御質問でも少し紹介いたしました、一般企業等での就労は困難な障害者に働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的とした就労継続支援給付A型・B型、この支援を行っております。

さらには、自立支援給付とは別に、市の単独事業でございますが、事業所に通う交通費の一部助成を行う通所訓練サポート事業や、障害者職業センター等が行う職場実習等にかかる経費の一部を助成する職場実習等サポート事業などの支援を行っております。



なお、一般企業へ障害者が就労する場合の支援につきましては、ハローワークが中心となって取り組んでおられ、本市に相談がありました場合には、ハローワークに取り次ぐということをしております。

また、県の委託事業で周南3市を対象区域とした障害者就業生活支援センター「ワークス周南」というものが周南市に設置されております。こちらでも相談等には応じているところでございます。

景気変動等の影響でございますが、障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業所に一定割合の障害者の雇用が求められておりますことから、景気が上向いて雇用が拡大するというようなときには障害者の雇用もふえている状況が見られますが、具体的な数値等については把握しておりません。

以上でございます。

#### ○笹井委員

景気や求人の動向については、私もサービス業をやっていますし、そんな団体の役員も務めてますんで、随分市内でも人手不足だなという状況は認識しています。

市内の事業所、特にサービス関係の業者を見ても、恐らく障害のある方だろうと、こっちが認識する方を雇っておられるところもありまして、頑張っておられるなということを感じてはおります。こういう今の景気のいいときに、障害者の方の、そういう流れに沿って、促進して取り組んでいただきたいと思えます。

今度はちょっと視覚障害者のほうですが、あんまとかマッサージの資格をとられて、保険医療給付の中で施業をされるというのは、これは従前から制度としてあるわけですけど、ここに対しての光市の支援状況というのを教えてください。

と言いますのも今、特にマッサージのほうですけど、民間の保険に乗らない自由診療というサービスで、リフレとかカイロプラクティックというような名前の保険診療じゃない事業所が随分増えてきました。これは民間のことなんですけれども、結果的にやっぱり、障害者のあんまやマッサージの仕事が大分落ち込んでおると聞いているところでございます。

そういうことで、これらの業務に対しての光市の支援状況について、教えてください。

#### ○松村福祉総務課長

現在、市内で視覚障害者が営まれているあんまマッサージ業が数件あるということは承知しておりますが、市に届け出や報告があるわけではございませんので具体的な数字は把握しておりません。

それから、これらの経営に対する支援についてお尋ねをいただきましたが、現状では、本市はこれに該当する事業は設けておりません。

以上でございます。

#### ○笹井委員

私も数字でそういう落ち込みを今、説明するほどの手物はありません。ただやっぱり、

視覚障害者の方の仕事というのは、どうしてもこういう業態に限られてしまうということで今、それがちょっと落ち込んで、結構苦勞されているということを聞いて、何かしらのいい対応がとれないかなとは考えております。また、今後も研究して、質問していきたいと思っております。

最後の項目、高齢のほうへ参ります。要介護高齢者の自立支援で成果を上げた介護サービス事業者へ報酬を増加するという方針が、何か国のほうで定められたというふうに、新聞などで見ております。これについて、光市内ではどのような影響が出るのでしょうか。また対象となる事業所はどういったところがありますでしょうか。

#### ○植本高齢者支援課長

現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、議員がおっしゃった自立支援を促す取り組みを行っている事業者に対するインセンティブの評価方法や付与する方法につきまして、議論が展開されているところでございます。こうした議論を踏まえまして、今後、国から平成30年度の介護報酬等の改正に向けた制度の詳細が示されるものと考えております。

したがいまして、現時点では、影響については見込むのは困難であるというふうに考えております。

対象事業につきましては、市内の全介護サービス事業所が当たるとは思いますが、特にデイサービスや通所リハ、訪問リハビリテーションが中心になるかというふうに考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。私のほうも国の動向などを分析しながら、また研究してみたいと思っております。

終わります。

#### ○大田委員

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や病状の改善を目指した活動などができる場所である、認知症カフェについてお聞きします。

新オレンジプランでは、2018年度から全ての市町村で地域の実情に応じ実施するとの目標が記され、全国的にはこの認知症カフェというのを積極的に取り組んでいると聞いております。本市においても認知症カフェが今現在できている状態ですが、現状と、また今後の見通しについてお聞きしたいと思っております。

#### ○堺地域包括支援担当課長

光市の認知症カフェの現状の取り組みというところですが、現状としては、29年4月1日時点で、団体の自主運営により、浅江地区に1カ所、大和地区に1カ所、計

2カ所が設置されている状況です。

市では、これまで自主運営をする2カ所のカフェに対して、市民への周知にかかわることや、運営にかかわる相談や、カフェに地域包括支援センターの職員や認知症地域支援推進員等が参加して、物忘れの相談などの支援を行ってきたところです。

本年度からは、これに加えて新たな取り組みといたしまして、市内で認知症カフェを開設、運営する法人、団体、または個人に対して、新たな立ち上げ及び運営にかかわる経費の一部を補助しようとする制度を開始したところで、現在、募集を行っているところです。

新規に開設する事業所1件と、運営に関する補助として平成29年4月1日現時点で自主運営をしている2カ所の計3カ所を補助する予定としているところです。

認知症カフェの今後の予定というところでございますが、まずは今、今年度は3カ所の設置に向けて支援をと考えております。現時点では、日常生活圏域4カ所、光市では4カ所となっておりますが、その4カ所に、まずは1カ所ずつの設置を目標としております。

以上でございます。

○大田委員

現在は2カ所で、今年中にはもう1カ所、また将来的には計4カ所の設置を目指しておるという解釈でよろしゅうございますか。

○堺地域包括支援担当課長

そのとおりでございます。

○大田委員

はい、了解しました。認知症カフェについては、いろんな障害者の方もたくさんおられて、支援する人も大変だろうと思いますから、ぜひとも強力な支援をお願いしたいと思います。

次に移ります。子ども医療費についてお聞きします。子ども医療費の通院分、診察、調剤、歯科について、本年の8月から中学校3年まで拡充されましたが、現在どのような効果が見受けられるのかお教えてください。

○西村子ども家庭課長

子どもの医療費の拡充のお尋ねでございます。助成対象者について、速報値で申し上げますと、8月診療分から拡充した小学校4年生から中学校3年生までの6学年で、約1,300人が対象となっております。

以上でございます。

○大田委員

今1,300人が新たに増えたと、そういうことですね。

○西村子ども家庭課長

はい、新たに1,300人でございます。

○大田委員

そしたら、それまで小学校3年まで医療費の通院分などが無料化されておったんですが、そういった効果っちゅうか、受診された方はどのぐらい現在おられるんでしょうか、お教えてください。

○西村子ども家庭課長

8月診療分からでございますので、今のところ、まだそういったデータがございません。

○大田委員

いや、8月までに診療された、小学3年までの人数などをお教えてください。

○西村子ども家庭課長

済みません、今手持ちがございません。

○大田委員

また後、お教えてください。

次は、地域包括ケアシステムちゅうのが、もう何年も前から光市はできており、医療と介護の連携で取り組んでいくというふうに常に言っておられたんですが、その取り組み状況というのをお教え願えませんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本市の地域包括ケアシステムの構築におきましては、急性期及び慢性期医療に機能分化された両市立病院を在宅医療の候補支援医療機関として位置づけまして、光市医師会を中心とした在宅医療体制を推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、第6期介護保険事業計画に基づきまして、地域ケア全体会議を開催いたしまして、両市立病院の地域医療連携室の職員の方やケアマネジャーさんや医師の方、それと地域包括支援センターの職員など、関係多職種連携強化、いわゆる顔が見える関係の構築を図ったところでございまして、これにより、在宅高齢者の両市立病院等への入退院時におきます多職種連携によるきめ細かな支援に結びついているところでございます。

○大田委員

ちょっと具体例を挙げてほしいんですがね。福祉保健部と病院局と医師会とが実際どのような連携をされたかというのを、具体例があったら教えてほしいんですが。

○植本高齢者支援課長

地域ケア全体会議という会議を開催いたしまして、両病院の連携室の職員の方とケアマネジャーさんと医師の方が、テーマを決めて、いろいろ事例で話し合いを持ったことによりまして人間関係ができて、在宅高齢者が急変で入院されたりした場合は、病院の地域連携室の方が対応いたしますが、その場合、ケアマネジャーさんとか医師の方々にも既に人間関係が構築されておりますので、スムーズな対応ができているという状況になりつつあります。

○大田委員

高齢者の方だったら、そういうふうに急なあれで、まずどこに連絡が行って、それからどこに行って、そしてどこに行くとかいう連携方法というのはどうやっとなるんですか。

○堺地域包括支援担当課長

連携方法というのはケースによって様々あるかと思いますが、一つの事例といたしましては、まずは地域包括支援センターに、市民の家族から相談があり、治療とか何か必要な部分とか入院等が必要な状況の部分においては、かかりつけの先生に相談したり、かかりつけの先生から市立病院の入院先のお医者さんであったりとか、包括から両病院の地域連携室の相談員さんに相談をしながら、入院を支援をしたりとか、入院した後は退院に向けての支援を病院の連携室の方と包括、またはかかりつけ医の先生、またはケアマネジャーさん等と連携をとりながらやっているというふうな形でございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、今第6期がもうじき終わるといふような答弁やったんですが、その次にまた何かあるんですか。

○植本高齢者支援課長

この第6期介護保険事業計画は、本年度で終了いたしますので、第7期介護保険事業計画の策定に向けて、今年度取り組んでいるところでございます。

第7期介護保険事業計画の計画期間は、30年度から32年度の3年間ということになっております。

以上でございます。

○大田委員

より進歩した第7期計画になるじゃろうと思います。期待しておりますので、今後ともよろしく願います。

終わります。

### 3 環境部関係分

#### (1) その他（所管事務調査）

##### ○土橋委員

1つだけ。新聞を見ておりましたら、ハトのえさやり禁止の分で、看板変更するというふうなものが載っていましたが、我が党の田邊議員が質問したという経過もありますので、ありがとうございました。お礼だけ言っておきます。（笑声）

##### ○委員長

よろしいですか。

##### ○土橋委員

いいですよ。いや、何か言った。異議があれば言ってくださいよ。（「なし」と呼ぶ者あり）

##### ○岸本委員

下水道について伺います。下水道料金が値上げになりましたけど、市民からの反応というのはいかがでございましたでしょうか。

##### ○小田環境部次長

問い合わせにつきまして数件、いただいております。内容としましては、どうして料金の値上げが必要なのかということ、あと料金体系についての問い合わせが主なものでありまして、それ以外特にございませぬ。

以上です。

##### ○笹井委員

では、2項目ほど。

まず、ごみについてですが、この夏にごみの分別ルールが一部変更されて、今まで青じゃったものが一部焼却できるようになったのかな。ルールが変更されたわけですが、それに伴いまして可燃ごみ、そして不燃ごみの収集、そして処理場に両方とも送っているわけですが、その処理の内容等について変化ありますでしょうか。

##### ○小山環境事業課長

平成29年7月から、容器包装用プラスチック類で洗っても簡単に汚れが落ちないもの出し方が一部変更されましたが、2カ月を経過する中で、今のところ目に見えた変化はございません。

以上です。

##### ○笹井委員

恋路のクリーンセンターなんかで、過去いろいろ議論を聞きますに、水ごみが多いからなかなか火のつき方が悪くて、燃料を投下しなければいけないとかいうような話もありました。特にごみの性質が格段に変わって、そういうのが少なくなったとか、そういう効果は今のところないということですかね。

○小山環境事業課長

恋路クリーンセンターのほうから、そういった状況についての報告はまだ受けておりません。

以上です。

○笹井委員

わかりました。不燃ごみについて、えこぱ一くのほうで、これは市内に事業所があるわけですが、特にそちらのほうのごみがきれいになったとか、手間がかからなくなったというような目に見える変化もないということですかね。

○小山環境事業課長

えこぱ一くにおかれましても、そういった状況についての変化等について報告はまだ受けておりません。

○笹井委員

わかりました。報告は受けていない、2カ月ですからまだ結果がきちんと出ていないのかもしれませんが、やっぱりルールを変えたら何かしらの変化があっただけだと思っています。今回の改正自体はトータル的にいい方向の改正だというふうに私は理解しておりますので、この件はまた次の機会でも聞こうと思っています。とにかく組合の処理でされていますけれども、そこのリアルな現地の状況というのはつかんでおいていただきたいと思います。

次の項目にまいります。深山浄苑について、こちらもずっといろいろ電気で稼働させておるわけですが、ここにつきましても新電力導入についての調査研究等はされてますでしょうか。

○中本深山浄苑長

平成28年度より調査研究を行っており、庁内所管から新電力導入に係る検討の実施についての調査依頼があったことから、9月初旬に調査票を提出しているところでございます。

以上です。

○笹井委員

調査票を提出しているということは、一応調査をして、提言の可能性があるとかないとか、どれぐらい見込まれるとかいうところも、当然結果として出ておると思うんですけど

ど、何かここで報告できることはないのでしょうか。

○中本深山浄苑長

調査研究の経緯といたしまして、平成28年度に2社に見積もりを提出依頼したところ、深山浄苑は負荷率が高いために中電より安くならず、見積もりを提出できないと回答がございました。

負荷率、パーセントは、稼働率となり、一般的に25%から30%を目安に電力供給可能の判断をするとのことで、平成27年度深山浄苑の負荷量につきましては42%でございました。

平成29年度に入りまして、現在本庁に入札登録しております2社に見積もりを依頼したところ、現状では年間で6万円から12万円の減額となるであろうとの回答をいただきました。

以上です。

○笹井委員

わかりました。きちんと調査研究されているという結果がわかりました。できれば最初の質問でそれぐらい答えていただくと、私も安心できました。

終わります。

○木村委員

ちょっと1点お尋ねをいたします。先だって一般質問でも取り上げたエコフェスタの件、大変にいい取り組みだというふうに私は評価しているんですけども、子ども会大会と一緒に行われた中で、LED電球との交換、これ実績はどれぐらいあったのでしょうか。

○原田環境政策課長

LED電球と白熱電球あるいは電球タイプの蛍光管を交換するため、LED電球を100個用意しておりました。子供たちも含めて考えて整理券を用意しておりましたが、整理券の配布時点で100件を超えました。だから、全部はけているという形でございます。

○木村委員

今後も、こういった取り組みをなされるのか。また先日私もお伺いして、大変いい取り組みをされているのに、いらっしゃっている方が非常に少なく感じたのは私だけなのでしょうか。今、来場者を現状、どのように把握をされておりますでしょうか。

○原田環境政策課長

おっしゃられたように子ども会大会等の相乗効果も含めての部分ですが、エコフェスタ全体で今回の来場者数が1,300人ぐらいと事務局では把握しております。確かに今回



若干雨が降ったりとかいうのもありましたけど、できるだけ多くの人の来場ができるような工夫は今後も進めていきたいと思っております。

LEDの交換につきましては、省エネ設備としてLEDについてはかなり力を入れるという方針がありますので、現時点では来年度どうのこうのという部分は明確なお答えはできませんけど、LEDについては、いろんな形で市民にPRできるような工夫をしていきたいと思っております。

#### ○木村委員

環境に対する取り組みというのは大変大事なところだと思っております。こういったことの啓発という意味でも、エコフェスタは大変すばらしい取り組みだというふうに思いますので、ぜひさまざまなアイデアと知恵を絞って来場者が増えるように取り組んでください。よろしくお願いいたします。

#### 4 建設部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①議案第57号 平成29年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○大田委員

8 ページの急傾斜災害緊急対策工事300万円って、えらい対策工事としては安価だと思うんですが、規模としてはどのぐらいの規模じゃったんですか。

##### ○酒向道路河川課長

規模につきましては、延長が6 mでございます。

##### ○大田委員

延長が6 m、延長だけじゃわかりませんがね。

##### ○酒向道路河川課長

失礼いたしました。法枠工を実施いたします。法枠工として12m<sup>2</sup>を予定しております。

以上です。

##### ○大田委員

了解しました。

##### ○木村委員

1点、ちょっとお尋ねします。28年4月に市営住宅の入居状況、条例が改正されて……

##### ○委員長

木村委員、この議案に対して。

##### ○木村委員

いや、ごめんなさい。（「その他で」と呼ぶ者あり）

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

### ○木村委員

市営住宅の入居条件が28年4月に変わったと、本会議の中で同僚議員への答弁の中にそういったことがございました。この効果、他市からの移住とか定住とか、いろいろなことについてのこういった緩和措置によって、どれほどの効果が上がっているかというのは、ちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

### ○国広建築住宅課長

昨年の4月に市内要件の緩和ということで、どこからでも光市の市営住宅に入れるというような要件を緩和させていただきました。市外から入られた方ということで、世帯数で申しますと8世帯18名の方が市外から市営住宅に入られたということになっております。

転入元、光市に来られる前の転入元としましては、岩国市、大分県、周南市、福岡県、山口市、下松市と、そういったようなところから入ってきておられるという状況でございます。

以上です。

### ○木村委員

ありがとうございます。終わります。

### ○笹井委員

それでは、2項目ほどお尋ねします。

まず、住宅についてですけれども、長寿命化計画の中で用途廃止されている市営住宅の中で、汐浜2区と上島田住宅について、住民説明会がされるというお話を聞いておりますが、この住宅についての対応はどのような対応になるのでしょうか。

### ○国広建築住宅課長

議員仰せの汐浜2区住宅と上島田住宅なんですが、近々に用途廃止に向けて入居者の方に周知をするということで、入居者説明会を開催する予定としておりまして、今現在まだ開催はしておりません。

以上です。

### ○笹井委員

わかりました。それで、市内の市営住宅を見渡しますと、同じぐらい古い住宅というものもあるわけです。私の近くの室積で言いますと南汐浜住宅とか西ノ浜住宅とか、恐らく今、上げられた住宅と同じ年代で、なおかつこれも長寿命化計画の中では用途廃止というふうな方向性になっておったかと思えます。そういった同年代の同じような住宅については、特に説明会とかされるのか、あるいは対応について何かされるのかお伺いし

ます。

○国広建築住宅課長

西ノ浜住宅、南汐浜住宅につきましても、長寿命化計画の中では、用途廃止という方向性が位置づけられております。しかしながら、全ての住宅を一斉に用途廃止という形で説明会等を開催するという計画は今現在持っておりません。と申しますのは、地域性、そういったところも考えまして、いろんな場所に市営住宅が散らばっております。そのあたりを考えながら、今後入居説明会、用途廃止に向けた入居説明会を順次開いていくという計画を持っております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。当然段階というのがあると思いますので、今後の成り行きを私も確認していきたいと思います。

別項目になります。プレジャーボートについて建設部所管の河川と海岸についてお聞きします。光井港にもプレジャーボートあると、あと島田川の浅い河口にも船だまりがあってプレジャーボートが係留されています。こちらについてはどのような実態となっているのでしょうか。

○橋本監理課長

いずれも施設そのものは山口県の施設でありますことから、詳しくは県に確認と調査してみないとわかりませんが、現在光井港には30隻程度、浅江の河口のほうにも30隻程度係留されていると思われま。

○笹井委員

県に確認してみないとわかりませんがという返事でしたが、きちんとここの管理実態、管理体制については、確認を今後されるのでしょうか。

○橋本監理課長

いずれも県の施設であり、どういう経緯で係留が始まっておるのか今ちょっと把握しておりませんが、そういった経緯を含めてわかれば調査していきたいと思います。

○笹井委員

私の認識ですけど、私は市内に公的な係留施設、きちんと整備をされたところは1カ所もないというふうな認識をしております。そのための公的な係留施設の整備は今後必要になってくると思っております。これらとあわせまして、逆に一方で、まだ認められていないとこ、あるいは管理状態がとれてないようなプレジャーボートの係留を実際にしているところがあるとすれば、やっぱりそういったところの指導等もあわせていく必要があると思っております。

今私が上げた2施設は県の管理ですので、市当局から直接今のお返事や管理についてどうかというような質問もできないとは思っています。ただ、今実態がどうなっているのかというのは光市のエリアでありますので、所管部局として県に問い合わせる現状についてはその後も把握をしていただきたいと思います。

終わります。

○大田委員

市営住宅の長寿命化について私も聞きたいと思うんですよね。亀山住宅が今回用途廃止され解体されました。それで、解体されたところの空地というのは、今後どのように考えておられるんでしょうかね。

○国広建築住宅課長

亀山住宅が8月末で解体の工事を終了しております。亀山住宅の空き地については、住宅の間の3棟ある真ん中の建物を解体しており、団地全体を解体したいわけではございません。確かに議員仰せのとおり、空き地という形になりますけれども、その辺は入居者の方に駐車場等で活用していただくことを今考えております。

以上です。

○大田委員

今現在の住居されている方の駐車場として活用されると、今後もこういう状況が次々に進んでくると思うんですよね。そのようになったときの空地ちゅうか、更地というのは今後どのように考えておられるんでしょうか。

○国広建築住宅課長

団地全体がなくなったときということの空地であれば、また市の関係所管で市で活用できるかどうかということの検討も踏まえながら、選択肢として売却というようなことも考えられようかと思えます。

また、今後、棟全体が誰もいなくなったというようなことがあれば、解体等も進めていきたいと思うんですけれども、そうなるともた空地がたくさん増えるというところが維持管理のところでは草を刈らなければいけないとか、そういったところの管理、運営費は今から増えていくということも考えられるということですが、亀山住宅の今2つだけの空地ということであれば、草刈りの委託料など、予算を持っておりますので、現状予算内で管理運営を今後も行っていきたいと思えます。

以上です。

○大田委員

適正な管理運営をしてもらいたいと思うんですよね。それは今全体の団地が解体された場合には、売却とかそこそこの大きさになったら建て替えとかがあると思うんですが、小さい場合なんか民間に売却というのも視野に入れておられるんですか。

○国広建築住宅課長

選択肢としては、売却というのもあり得るのではないかと思います。まず、市の中で、行政機関としてその土地を活用できるかどうかというところが優先的に考えられる選択肢の一つではないかと思います。

以上です。

○大田委員

了解しました。

次、移ります。今市道の路肩には草が大変生えているんですよ。その市道の路肩に草が生えちよって、道路側に全部寄ってきて、道路の幅員がとれなくなっているんですよ。そうなったら、もし事故があったらどうしようかというような思いもあって、その草というのは今後市はどのように管理されるつもりなんですか。

○酒向道路河川課長

草刈りについてということでございますけども、市内には市道、農道などさまざまな道路がございますが、これらの延長はかなりございまして、維持管理を全て市でやるのは厳しい現況があるかと考えます。このため交通量の多い幹線市道でありますとか、幹線農道を除くものにつきましては、地元への協力をお願いしているところでございます。

また、市道の草の繁茂している状況を確認しながら、職員で応急的な草刈りを実施してまいっております。

○大田委員

今主要市道なんかは市がやると言われたんですが、刈ったすぐ後、1カ月も経たないうち繁茂して幅員がなくなるんですよ。今市道の草刈りちゅうのは年どのぐらいを計画されておられるんですか。

○酒向道路河川課長

市が委託する幹線市道につきましては、年1回の草刈りということにしております。

○大田委員

年1回って、いつ刈るんですか。

○酒向道路河川課長

草が一番伸びる7月から8月の時期を考えております。

○大田委員

7月、8月に全体的に刈ると私は想像するんですが、1回刈った後も生えて幅員がとれないんです。今現在、幅員がとれない路肩線があるんですが、それよりも中に草が入

っているんですね。当然、対向車が来るんですよ。ほたら、事故に遭うか、路肩のほうに寄るかするわけですよ。そしたら、草が生えているから、その幅がとれないんですよ。もっと頻繁に刈るとかいう考えをお持ちじゃありませんか。

○酒向道路河川課長

限られた財源の中で有効的に実施してまいりたいと考えます。

○大田委員

限られた予算の中で有効的に使うというのはわかるんです。事故があったときには当然その人たちの自己責任だろうと思うんですが、道路管理者としてはその幅員がとれなくちゃ、市のほうに賠償を求められる場合があるんじゃないかと思うんです。そのところはどういうふうにご考えておられるんですか。

○酒向道路河川課長

市内の市道につきまして、状況によりまして幅員がとれてないというところがあるかもしれませんけども、そのときは情報をいただいて、市で早急に職員等の草刈りをしてまいりたいと考えます。

○大田委員

今、連絡があれば早急に草刈りをすると、ここを草刈ってくださいと言うたら、その都度、早急に対応していただけるんですね。今、そういう発言じゃったですね。

○酒向道路河川課長

状況を確認させていただきながら、草刈りをしてまいりたいと考えております。

○大田委員

状況を確認するとか言いながらですが、ぜひとも早急に対応してください。その草について今、都市公園、児童公園が市内に随分多くあるんですが、これも草が繁茂しておるんですよ。その草刈りというのはどういうふうな感じで市の当局としては思っていますか。

○松並都市政策課長

公園の草刈りについてお尋ねをいただきました。光市管理の都市公園等は、主に業者への委託やあるいは職員直営によりまして、年2回程度草刈り行っております。時期や天候等によっては、草の生長に除草作業の時期が追いつかないときもあるかもしれませんが、おおむね適正な維持を努めているところでございます。

ただ、児童遊園地につきましては、これまでもお答えしたことがあるかもしれませんが、草刈りなどの機能管理につきましては、地元の皆様に御協力をお願いしておるのが実情でございます。

以上でございます。

○大田委員

児童公園に関しては地元の皆様に草を刈ってもらう。地元の皆さん、それはその自治会に対してですか、それともその小学校区とか中学校区とかに関してですか。

○松並都市政策課長

基本的には児童遊園地が所在している自治会の皆様にお問い合わせのケースが多いというふうに存じ上げております。

以上でございます。

○大田委員

それは文書で草を刈ってくださいというお願いするんですか、それとも言葉でどなたかにお願いするんですか。

○松並都市政策課長

問い合わせ等に応じまして、お電話あるいは窓口の対応によりお願いをさせていただいております。

○大田委員

これも問い合わせがなけりゃやらないと、年に2遍ぐらいしかしないというふうにとれるんですが、公園というのは子供だけでなく皆さんが自由に、休憩の場として使われる場合が多いと思うんですが、そのところどういうふうにご考慮されておられるんですか。

○松並都市政策課長

仰せのとおり、市街地におけるオープンスペースとして子供だけでなく、たくさんの市民の方に使っていただくスペースでございますので、限られた財源の中で適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

草が生えちゃったら、休憩しようにもできない。草刈りがなかなか入らないから、どっちが早いかわからないことになるんですが、安全に公園なんか使えるように今後とも適正管理に努めてください、よろしく申し上げます。

次に移るんですが、今回、光駅拠点化推進計画とかいうのが進んでおります。それに対して市民会議において今回1回議論があって、またこれからも議論されるじやろうと思うんですが、私はこれは大事な計画であろうと思うんですよ。それで大事な計画において、議会に今何も報告がないと私は感じておるんですよ。

マスタープランは議決事件であるから、議会において報告があるんですが、こういう



ような問題において、いかにして町をよくするかという考えにおいて、行政のほうも議会のほうも市民のほうも一緒になって考えていくべきだろうと思っておるんです。だから当然議会のほうにも、こういう計画をするからどうか意見をとかいう議論の場を設けてもいいと思うんですが、そののところどういふふうに考えておられるんですか。

○松並都市政策課長

ほかの計画類と同様ということになろうかと思えますけれども、報告はさせていただく予定としております。

以上でございます。

○大田委員

その報告というのが、今までずっとそうやったんですよ。市民の皆さんと会議をして「ある程度進んでおります、だから議会にはこういう報告をします」という報告だけなんですよ。「議会をおまえらどう思うちよるんか」、言葉が悪いですがね、そう思うわけですよ。だからやっぱり、議会と行政と市民とが一緒になって市をよくしようというような、私はそれが一番当たり前じゃろうと思うんです。そのように進めてもらいたいと思うんですが、どのようにお考えですか。

○松並都市政策課長

予算審議や決算の認定あるいは一般質問、さらにはこうした常任委員会の場におきまして、議論の機会は正當に設けられているものと認識をいたしております。

以上でございます。

○大田委員

何ぼ言うても平行線みたいで、私はそういうふうに思っていますから、今後とも随時報告して、議会からの意見も求めてください。

終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

## 6 経済部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第57号 平成29年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：弥益水産林業課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他

#### ※報告事項

#### ①光漁港海岸（室積海岸）保全施設整備にかかる試験養浜及び測量・調査の結果（概要）について

説 明：弥益水産林業課長 ～別紙

質 疑

○木村委員

済みません、ちょっと確認させてください。ということは、砂は沖に流れているのではなくて、横に広がっているというふうに考えてよろしかったでしょうか。

○弥益水産林業課長

そのような結果となっております。

○木村委員

今後もその調査結果で養浜をするということになっていくわけでしょうか。

○弥益水産林業課長

この結果に基づいて、大型養浜の投入位置が第1回目の養浜の中間地点であり、一回に幾ら養浜砂を投入したらいいか、それがその1カ所でいいのかさらに検討していく必要があると思います。

○木村委員

この中で汀線なんですけど、汀線は今までどおりこの位置で動かすことはございませんか。

○弥益水産林業課長

委員おっしゃられる汀線の位置というのは養浜後の汀線の位置のことでしょうか。

○木村委員

はい。

○弥益水産林業課長

海岸保全施設にあって、30年の供用期間をみておきまして、最終的な汀線の位置は現在の汀線位置より海側へ4.5m前出しになるというふうに考えております。

○木村委員

これも昔の室積海岸の写真とかを見ると結構海岸が広いんですね。今現在、これは海水面が上がっていると考えたほうがいいんでしょうか。これはちょっとこの調査結果とは少しずれるかもしれませんが、海水面が変わってきたというふうに考えたほうが自然なんでしょうか。

○藤井経済部次長

先ほどの課長の答弁を補足して御説明します。

まず、汀線についてですが、汀線は時間の経過とともに動くということをまずお答え申し上げます。それで、その動きについては、戸仲側については堆積傾向にあるから汀線が前に、海側に、沖に出るという動き、逆に侵食と言っています松原側については、これは養浜を入れても入れなくても同じことなんです、陸側のほうに汀線が後退するという室積海岸の特徴がございます。その動きを30年という期間の中で保つために、大型養浜をやろうということがございます。

それと、御質問のあった海面が上がっているかという御質問ですけども、一般的にいろんところで海水面が上がっているということが言われておりますけども、今手元にはデータは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○木村委員

結構です。ありがとうございました。

○磯部委員

1点だけ確認させてください。長きにわたり、こういう綿密な調査をしていただいている一定の方向性が出たというのは非常にありがたいことだと思っております。

その中で、今、木村委員さんもおっしゃいましたけれど、養浜、今までの調査結果、このあたりが妥当であるということで、1番の室積海岸に13万5,000m<sup>3</sup>の養浜、これが着実にどのような形で投入されるかということを今後の検討課題とおっしゃいました。

一気に入れても、これが何回かに分けても、それを今から検討されるということで、一気にこれを入れてもきちんとしたそういう流れの中で前浜がつくという、そういう認識でよろしいのでしょうか。そういう可能性もあるということでしょうか。

○弥益水産林業課長

一気に13万5,000m<sup>3</sup>入れることが予算的にも物理的にも可能であれば、シミュレーション結果上、汀線は前に出ていくというように推測はされておりますけど、現実的には5年、もしくは10年の期間をかけてある一定の量、その一定の量というのが予算も関係もしますし、どういった量をどの位置に置かれるかどうかというのをさらに検討していく必要があると思っております。

○藤井経済部次長

済みません、ちょっと補足させていただきます。

当初は考え方として、養浜の総量も、委員がおっしゃる13万5,000m<sup>3</sup>を入れるということで出発しております。その後、検討委員会の中でいろんなシミュレーションについて、置き方とかどれぐらいの幅で置くとか、そういったいろんな検討をしております。それで、一応今回のこの養浜ということ自体が妥当であるという判断のもとに、さらに実施の養浜について、じゃあ何年でやるのかとか、それから、今日報告の中にありました排水路の影響をどのように考慮していくのかとか、そういうものをお互い合わせて、今後の実施に向けた計画を立てていくということでございます。

以上です。

○磯部委員

よくわかりました。自然景観を保ちながら前浜がつくという非常に地元にとっても一番ありがたい形になろうかと思っておりますので、今後ともしっかりと御検討いただきまして前に一步でも進めるようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

それでは2項目ほど聞かせていただきます。

5ページに現図面とそれからその計量的な数字のグラフが出ていまして、これを見ると砂がどう行ってどういうふうに流れたのかというのが大変よくわかるわかりやすい資料になっております。

ただ、この資料58番、松原川から新開の一部までしか数字が見えませんが、ここから先、新開海水浴場、さらには戸仲についてはどのような砂のつき方をしておるのか。58番まで今グラフで見ますとそれがずっとそのままついておるのか、それともさらに砂がついておるのか、その辺がわかりましたら教えてください。

○藤井経済部次長

今回、この試験養浜については一定のエリア、松原地区を限定して測量を主に行っております。ただ、今までも検討委員会の中でこれまでこの室積の海岸については多くの深淺測量、これは松原から戸仲までを含めた測量のデータがございまして、それについて先ほど申し上げましたように、松原地区については汀線が後退、戸仲地区については、繰り返しになりますけども、汀線が海側に前進するという傾向は、これは事実として掴んでおりますから、それで確かに戸仲までの今回測量データありませんからそういうことからしても、それとシミュレーションの結果からしても、この戸仲側に砂浜がついていくということは推定しているということでございます。

以上です。

#### ○笹井委員

全エリアについてこのような詳細な測量をされていないというのは理解いたしました。

1 ページに戸仲から西ノ浜までの図面が出てきておるわけで、私も最初の調査のときから説明会などを聞いています。もともと松原の砂は右へ右へ流れて、結局最終的に最初の段階では戸仲港の中まで砂が入っておる。今回砂を入れるに当たって、何でもないので入れたらまた戸仲港が埋まるだけだということで3番の防砂突堤をつくられたと理解しております。

今回、一応、松原地区への試験養浜の結果が出たわけですがけれども、防砂突堤のところへの砂のつき方、特に防砂突堤が当初期待された役割どおりそこで砂をとめておるのか、それとも防砂突堤をつくったけれどもまださらに砂がその後ろにまで回り込んでいるか、その辺の状況について把握はされておられますか。

#### ○弥益水産林業課長

職員による、防砂突堤、海岸のパトロール等を行い、砂の堆積状況を確認をしております。減っている現状はなく、砂は堆積傾向にあるということは確認はしているところでございます。

#### ○笹井委員

言葉はよう確認しちょかんといけん。防砂突堤より左側には堆積しておって、防砂突堤の内側、本来守るべき戸仲漁港のほうには砂は入っていないという理解でよろしいんでしょうか。

#### ○弥益水産林業課長

戸仲漁港内のことでございます。

そこに大きく砂が、弓なりのポケットビーチのような形の形状をしておりますけど、それが大きく前に出ている、大きく後退しているというような状況でなく、現状を維持したような形についておりますので、大きく堆積しているようには思っておりません。

#### ○藤井経済部次長

補足なんです、戸仲漁港のほうに砂がずっと回って堆積すれば漁業者あたりから船が通りにくいかどうかそういったことになろうかと思えます。特にそういう意見、申し出も聞いておりませんし、防砂突堤はその役割を、データはございませんけど、果たしているものと推測しております。

以上です。

#### ○笹井委員

目視で結構ですから、今、防砂突堤の役割を果たされているというふうに報告をいただきましたので、私たちも有効に機能しておると理解いたしました。

次ですけれども、2ページの3、調査結果のまとめのところで、(1)のア、島田川河口部の砂採取による虹ヶ浜海岸への漂砂環境や島田川河道内に及ぼす影響は認められませんと結果は書いてあります。

1ページに戻りますけど、そこを何か深淺測量はしたという過程も書いてあるんですけど、特に数字的なデータはこれには載らないんでしょうか。載っていないから聞くんですけど、どういうふうなデータでこういうふうな判断をされておるんでしょうか。

#### ○弥益水産林業課長

委員おっしゃられますように、島田川河口部の図示されたものも数字的なものも本資料のほうには記載しておりませんが、数値的なもの、位置的なものに関しましては当課のほうに資料を持ち合わせておりますので、改めてお問い合わせいただけたらと思えます。

河口部に同様の砂面計、ADCPを据えて養浜砂採取前、採取後、2カ月後のデータをもとにこのたびのお答えをさせていただいております。

以上です。

#### ○笹井委員

数字があるということであれば、ちょっと私も興味のあるところですので、また見させていただきたいと思えます。

室積海岸の浸食問題が出てきて、その対策の一つとして島田川の河口部の砂をとってこっちに回そうという話が出ました。そとときに、そうは言いましても島田とか浅江の下のほうに住まれている方は、砂をそんなにとったらかえってなくなって災害とかが起きやすくなるんじゃないかという心配をされた方も結構おられました。

今回の測量結果であれば、そういう影響は出ていないということですし、私も現地を何回か目に見ていますと、逆に砂がどんどん増えていて、洲が張って、もうちょっとで浅江側から張って来た洲が島田側から手が届くんじゃないかみたいな感じまで増えているので、逆に言うともうちょっととらないと、災害が起きるんじゃないかという心配などをしておるわけです。ただ過去の経緯で心配されておる方もおられますので、また今後の資料作成のときに、そちら側の結果は出ているんですけども、それが挙証できるような資料を何かつけて説明していただければと思えます。

## (2) その他（所管事務調査）

### ○笹井委員

それでは、経済部所管について5項目ありますので、質問させていただきます。

経済部所管の大型施設である里の厨があるんですが、そこについて新電力の導入について調査研究はされていますでしょうか。

### ○酒谷農業耕地課長

里の厨における施設の管理は、指定管理者である里の厨事業協同組合が行っております。したがって、電力業者との契約は指定管理者が主体的に実施しておりますので、市におきましては導入に関する調査研究は行っていません。

しかしながら、里の厨事業協同組合では、昨年から新電力導入の検討を行われており、本年11月から新たな電力業者による供給に切りかわると聞いております。

以上でございます。

### ○笹井委員

ちょっと今、最後を聞いてびっくりしたんですけど、もうじゃあ切りかえの方向で決めて、業者と契約書を交わしておる段階という理解でよろしいのでしょうか。

### ○酒谷農業耕地課長

詳細については、私のほうでは存じておりませんが、恐らくそういうことだろうと推測されます。

以上です。

### ○笹井委員

私の質問のスタイルとして事前に一応お知らせはしていますので、そのことに関してはやっぱり所管課で詳細まで把握しておいていただかないと、ちょっと委員会質問の意味がないと思っております。

今、この場でないんであればこれ以上追及しても仕方がないですけど、やっぱり起きていることについてはきちんと把握をして報告していただきたいというふうに考えます。

次の項目に参ります。

農道室積線、簡保から岩屋に抜ける道について、今、災害復旧工事をしておるわけですが、何かいろいろ工事難工事というふうに聞いてもおります。この工事は計画どおり進んでいるのでしょうか。

### ○酒谷農業耕地課長

工事は今のところ順調に進捗しておりますが、地山を掘削後に一部湧水のほうが想定以上に生じているところがございます。そのため、工事を一時中断し、今回の被災原

因の一つでもある水処理に係る重大な案件として捉えまして国や県、コンサルタント業者等と調整協議を行いながら現地調査を実施いたしまして湧水対策などについての検討を行ってまいりました。その結果、現行の対策工法の範囲で対応できるということになりましたが、これらのことに取り組んだことで不測の日数を要しましたことから、当初10月末完了としておりました工期を12月下旬まで延伸することとしております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。当初予定よりはちょっと工期が長くなって完成が遅れるというふうに理解いたしました。

次の項目に参ります。

水産関係でございます。プレジャーボートについて、先ほど建設部にも聞きましたが、建設部にも所管の分野についてお聞きしたいと思います。

室積八幡漁港や戸仲漁港にプレジャーボートが係留されているとそういうふうに見えるわけですが、どのような実態になっているのでしょうか。

#### ○弥益水産林業課長

現在のプレジャーボートの係留の現状からお伝えさせていただきますと、八幡地区に約30隻、戸仲地区に約12隻係留されております。

本年6月議会の一般質問におきましても、委員よりプレジャーボート係留につきましての御質疑をいただき、御答弁させていただきましたとおり、漁港施設利用の適正化は重要課題と位置づけており、今後ルール化に向けてしっかりと取り組んでまいりたい旨をお伝えしているところでございます。

6月議会終了後の翌7月に県漁港光支店運営委員会の場で今後ルール化に向けて取り組んでまいることの了解をいただいているところでございます。

今後、さらに関係者、関係機関とも協議を行い取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。今の報告では7月に漁協についてこの問題について取り組むことのできることを得たということで一歩前進かな。

ただこの問題、先がまだまだ長くて、結局ここはとめちゃいけない、じゃあどこがとめていいのかと、そこのとめていいところが今、公的に市内にいいと明言できるところが1カ所もないと思っておりますので、そこをきちんと整備しながら適正化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

特に、漁港について、漁協が使っています事務所とか競り場とか、あるいは競り場につくところの船泊まり、あるいは漁業者の船が泊まっておるところは当然漁協がある程度管理しなければいけないところかなと思っております。しかし、今、船も少なくな



って、結局、当初漁業施設でつくった船着き場でも余っているところがやっぱりあるわけです。私としては、そこが結局誰の責任で管理するのか、漁協なのか、市なのか、水産事務所は何かちょっとこの前聞いたら、それは県じゃないって言われたんですけども、そこはちょっと曖昧になっておるような気がします。

この件も今、漁協も交えて検討されるということになりましたから、また今後の議論を見守りたいとは思いますが。漁協の余地としては結局どこの管理責任になるのかというのを今後聞いてみたいと思いますので、ひとつ、もし曖昧であれば、ちょっと市の整理をお願いしたいと思います。

次の項目に参ります。

浅江のソフトウェアセンターがあります。これが今、清算して整理をされる段階に来ております。ここにきていろいろ足踏みもあるような話も聞いておりますが、このソフトウェアセンターの整理の状況についてはどうなっておるのでしょうか。

#### ○芳岡商工観光課長

山口県ソフトウェアセンターは、平成27年6月30日に開催された株主総会において解散が決議され、現在、清算法人に移行いたしております。

現在、法人において残余財産の整理、株主への分配を目指し清算業務が行われているところでございます。とりわけ、最重要課題であります法人所有の建物の処分については、本市が所有する土地とあわせて販売することとし、これまでに数度の公募を行っておりますが、現時点において購入希望者は見つかっておりません。

今後も法人において早期の清算決了に向けての取り組みが進められるものと考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。そのために整理のための組織立てもされておると思いますが。そちらのほうでとにかく売れて清算するまで頑張ってくださいということになるかと思いますので、先の取り組みを期待したいと思います。

もう一つ、場所はひかりソフトウェアパークですが、Y I C学院に対し、指定管理の業務を出しております。まずはその指定管理の業務委託の状況と実施状況についてお答えください。

#### ○芳岡商工観光課長

現在、ひかりソフトパーク内にあるテクノキャンパス研修センターの管理業務につきましては、昨年12月議会で御議決をいただき、本年4月から引き続き学校法人Y I C学院を指定管理者として指定しているところです。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、平成29年度の指定管理料は、当初予算でもお示ししておりますが、301万7,000円となっております。

以上でございます。

○笹井委員

私も議員になってまだ最初のころ、全然これがわからなかったんですけど、指定管理をするテクノキャンパスは何と何なんですか。

○芳岡商工観光課長

端的に申しますと体育館部分でございます。

○笹井委員

体育館だけですか。公園とか食事の部分は含まなかったんですかね。

○芳岡商工観光課長

体育館や、過去に食堂として使用していた部分等の建物と外周の土地となっております。

○笹井委員

わかりました。ですから、テクノキャンパスは今の部分であって、学校として使っておる建物については指定管理ではないということになります。その建物について、今現在、Y I C学院保育&ビジネス専門学校が運営をされておると思うんですが、この運営状況についてはどうなっておりますか。それを把握する立場に光市としてあるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

現在のY I C保育&ビジネス専門学校は、学校教育法の規定に基づく学校でございますので、学校の運営状況につきましては私どものほうで把握する立場にございません。

○笹井委員

法人としては学校であるから経済部でない。だから、経済部の中の今の支出は、さっきの指定管理の部分だけで、学校経営に関しては別に一切経済部としては補助とか支援はしていないということよろしいですか。

○芳岡商工観光課長

経済部とすれば、先ほど申しました指定管理料301万7,000円の支出となっております。

○笹井委員

一応、回答はわかりました。このY I C学院の経営の状況とか今後の展開についてどうなるのかなど、それなりの期待と心配もしておるんですが、今のお話しですと、そこについて経済部は所管していない、把握していないということでした。

それも含めて、Y I C学院と宇部市の香川学園の合併が見送られたというのが新聞報

道であるわけですが、この民間の教育法人についての経営とか合併とかに関しては、結局ここでは全く聞いてもわからないということによろしいですか。

○芳岡商工観光課長

先ほどの答弁を1つ補足いたしますが、経営状況ということで学校の運営状況は把握をしておりませんが、学校ではなく学校法人Y I C学院に関しましては、昨年度の指定管理者候補者を選定する際に求めました資料のほうで寄附行為であったり財務諸表であったりというものは一定の把握を行っておるところでございます。

また、御質問いただきましたY I C学院と宇部の香川学園との合併についての影響ということでございますが、本年度、見送りの発表後、速やかにY I Cの担当者が来庁され、その事実について報告をいただいております。

こちらのほうからは引き続き適切に指定管理業務を行っていただくようお願いをしたところでございます。

以上です。

○笹井委員

いろいろ過去の経緯とか現在の状況において市と全く無関係じゃない、いろいろ情報連絡をされておることはわかりました。

であれば、わかるところまででいいから教えてほしいんですけど、定員に対して在籍者が何人いるのかとか、あるいはそのY I C学院保育&ビジネス専門学校の経営状況とかいうのは、私どもとしては興味のあるところですので、答えられるところから教えてください。

○芳岡商工観光課長

申し訳ございませんがお答えすることができません。

○笹井委員

例えば、何人学生がおるのかというのは、市として把握しておるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

推定で申し訳ござませんが、ホームページ等々に学生募集等の情報は出ていたと思いますが、私どものほうで今は把握しておりません。

○笹井委員

ないものを聞いてもこれ以上進みようがないですけども、やっぱり過去の経緯とか、あるいは指定管理団体でもある体育館部分の経営が大丈夫なのかどうなのか。ひいては学校としてきちんとして十分な学生がいるのかどうかっていうのも市のどこかの部局がきちんと掴んでおく必要があると思っておりますし、私も興味があるところがございます。また次回以降、お聞きするかもしれませんが、既存の公開情報等も含めてまたお答

えいただければと思います。  
終わります。

○西村委員

先ほどの里の厨の電気の関係ですけども、ちょっと基本的なことを確認しながら質問をしたいんですが、里の厨の施設そのものは土地も建物も所有は光市でよろしいですか。

○酒谷農業耕地課長

そのとおりでございます。

○西村委員

そうすると、里の厨は具体的には中の施設に物販があったり研修施設があったりしますが、これは里の厨という会社みたいなのがあって、そこに貸しているんですか。誰にどういう形で運営させているのかをちょっと教えてください。

○酒谷農業耕地課長

里の厨事業協同組合のほうに貸しております。使用料等をいただいております。  
以上でございます。

○西村委員

ちょっと待ってください。里の厨、何て言うんですか。

○酒谷農業耕地課長

事業協同組合でございます。

○西村委員

事業ね。ちなみに、幾らで貸しているんですか。

○酒谷農業耕地課長

指定管理料が96万3,732円でございます。

○西村委員

指定管理させているんですか。

○酒谷農業耕地課長

そうでございます。

○西村委員

賃貸じゃなくて指定管理料として、指定管理で92万円で貸しているんですか。賃貸じ

やないんですか。

○酒谷農業耕地課長

指定管理料でございます。済みませんでした。

○西村委員

そうすると、さっきの電気の云々というのは指定管理の規約の中に自分たちで勝手に変えてもいいと書いてあるんですか。指定管理業務の中でどうなんですか。

○酒谷農業耕地課長

電気に関しましては指定管理料に含まれておりません。経費の中で賄っているということでございます。

○西村委員

そうすると、指定管理の契約の中には料金は自分たちで賄うのは、それは売上の中から賄うのでどこの事業者といかな形で結んでも構わないと書いてあるんですね。

○酒谷農業耕地課長

電気代でございますけども、直売所とか加工室の調理設備と冷蔵設備とか空調設備による使用料が大半を占めておりますので、指定管理料の対象施設の利用料は電気料というのが全体に比べて些少であるというために積算に含めておりません。

○西村委員

よく調べてから回答してください。指定管理というのは賃貸じゃないわけです。賃料をもらっているわけじゃないです。逆に言うと、この建物をこういう形で管理運営してくださいとお願いをしている。お金をあげているわけでしょう。そうすると、この前も出先で勝手なことがありましたけども、管理業務の中にきちんと書いてなかったらやっちゃんいけないんです。体育館にしても文化ホールにしても書いてないのに勝手に契約を変えて差額が出たからそれはインセンティブだと言って、その我々に無断で事業を行っちゃんいけないんじゃないですか。だから、そこはきちんと確認をして指定管理料の中に電気代が含まれていないからじゃなくて、それは具体的にどういう契約になっていると、10月に変えるんでしょう。そこを確認してから答弁してもらわないと、それは大変なことですよ。そこをもう1回確認をしてください。

○吉本経済部長

基本協定書等を改めて確認いたしましてそのあたりについては適切に対応してまいりたいと思います。

○西村委員

わかりました。

きょうはたまたま笹井委員のほうが各所管、各出先、電気料金の関係をずっとお尋ねになっていますが、やっぱり法令に従って適切にやってもらわないと、やっぱり議会の方にも仰ぎを仰ぐものは仰ぐ、報告をしなればいけないものは報告をする、そういう姿勢でぜひお願いをしたいと思います。

質問を終わります。

○大田委員

まず、有害鳥獣についてお聞きします。

現在、有害鳥獣対策について、捕獲隊と実施隊という2つの隊がおられるんですね。その関係ってというのはどういうふうになっているんですか、お伺いします。

○弥益水産林業課長

実施隊につきましては、現在、市職員のみによる4名で形成しております。また、捕獲隊につきましては3隊ございます。東部隊、西部隊、中部隊の猟友会会員の中から編成された組織です。

実施隊と捕獲隊の関係についてですが、市職員のみによる実施隊と民間の有資格者とで実施隊を組織いたしますと、隊員の身分保障や市の財政負担軽減などメリットもあると考えます。しかしながら、既存の関係者である捕獲隊や猟友会の皆様方との調整が必要なことから今後とも協議検討を引き続き重ねてまいりたいと思っております。

○大田委員

今、政府の方針として捕獲隊より実施隊にしなさいという大体の方針が出て、山口県でもほとんどが実施隊に移っていると思うんです。光市は捕獲隊を実施隊に変えようとしているのか、どねえなっているんですか。

○弥益水産林業課長

光市としましても、実施隊という市の職員と民間の有資格者とで結成した場合のメリットがあることから、そういったところを重ねて協議してまいりたいと考えております。

○大田委員

一般の市民が実施隊に入るとなると身分はどのように保障されるのですか。

○弥益水産林業課長

非常勤公務員という扱いになります。

○大田委員

そのように実施隊になると非常勤公務員として、消防団みたいなものだろうと思うんですが、それだけ身分が保障されているんだから、私は捕獲隊が実施隊になって光市の

全域のイノシシの有害鳥獣に対策に対してやってもらったほうがいいと思います。そのところ今後早急に実施してほしいと思います。

また、捕獲隊は西部、東部、中部とおられると言われたんですが、西部、東部、中部の隊員数は何人おられるんでしょうか。また、捕獲隊の西部、中部、東部の範囲っちゅうのを教えてください。

○弥益水産林業課長

3隊は東部、西部、中部の順に東部4名、西部4名、中部10名でございます。西部と中部の分けに関しましては島田川を境に西と東に分かれております。東部に関しましては旧大和地区になります。

以上です。

○大田委員

西部と中部は島田川を境に分けられておられるということですが、以前、イノシシが小周防のほうに出るから捕獲隊をお願いしたときには、そこまで手が回らんから周りの人をお願いすると言うて、狩猟期間であったので箱わなの免許を持ちよる人が出てとられました。そういうように中部の人は10人おられて禁猟となったときに、もしそういう問いがあったときに手が回らんからお前らのところで勝手にやってくれっちゅうことじゃ困ると思うんです。そういうところはどういうふうにご考慮されておられるんでしょうか。

○弥益水産林業課長

今後に向けての対応になりますが、急遽出動とはいかない場合というのは捕獲隊員も本業を持ち合わせておりますことから、急遽行けない場合はございます。しかしながら、今おっしゃられました中部隊に関しては10名おられます。中部隊の隊の中で連絡を取り合っているべく早い対応ができるように市と関係者とともにご今後に向けて、連携を図って対応をしていきたいというように考えております。

○大田委員

東部は4名おられるということですが、最近、場所で言うと小豆尻住宅周りに昼間からイノシシが出て、田んぼなんか荒らし回って困っておるのでどうかしてくださいとお願いしたところ、手が回らんからあなたのほうで狩猟免許をとられてやられてはどうですかという答弁があったらしいんです。狩猟免許をとるにしても、もう間に合わないわけなんです。捕獲隊というのがおるから捕獲隊に依頼されたらいいと思うんですが、そのようなときの対策というのは今どのようにされているんですか。

○弥益水産林業課長

委員が今おっしゃられました、三輪地区の方から連絡を受けまして、現地に職員が赴き、資材の支給の説明であるとか、イノシシのような有害鳥獣が出た場合の対処の仕方等々説明をさせていただきました。自衛わなの免許をとられたらどうだろうかというお

話しなんです、そういった自衛のための捕獲としましてはそういった対策方法もありますというようなことはお伝えはしているかもしれませんが、決して自衛わなのわな免許をとって自分で対処してくださいというような言い方で、職員は対応していないと思います。

場所が、公道に面しており、集落が近いためどうしても捕獲隊には現地に2回、行っております。昨日も、東部隊長のほうに現地のほうに行っていた、現地が児童の通学路でもありますので、そういったところをよく考えて、わなの設置位置を検討しているところでございます。

以上です。

#### ○大田委員

今2例を挙げたんですが、そういうふうには捕獲隊も人間少ないから、半公務員の実施隊に皆さん入ってもろうてやられたら、自営なわやったら自分の宅地から50m以内で捉えるちゅうこともなく、実施隊として動かれると思うんですよ。だから、ぜひとも私は捕獲隊を実施隊のほうに早急にしてもろうて、実際にイノシシが出たところなんかも、すぐ動かれるような状態にもって行ってほしいと願っております。よろしくお願ひします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○大田委員

なるべく捕獲隊を実施隊のほうにもっていきように努力してください。よろしくお願ひします。

そして、緩衝帯について、これからも設けていくという本会議場の部長答弁がありましたが、今までどこの地区に何m<sup>2</sup>ちゅうか緩衝帯を設けていて、また、今後の予定はどうなるのか、お教えてください。

#### ○弥益水産林業課長

市内のこれまでの設置箇所については、平成27年度は大字塩田、助石地区において1.42ha、平成28年度は大字室積村、伊保木地区において0.64haの緩衝帯を設置しております。

今後の計画についてですが、今年度は大字塩田、佐田上地区において0.9haの緩衝帯を設置する計画としております。

以上です。

#### ○大田委員

緩衝帯を今まで設けられて、それで、有害鳥獣被害が出にくくなった成果ちゅうのは見えますか。



○弥益水産林業課長

緩衝帯を27年度、28年度に設置したところについて、その後の被害報告は上がっておりませんが、それが緩衝帯を本当に設けたことで出なくなったのか、それとも移動したのかというのは定かではありませんけど、報告自体がないというところだけの位置づけは非常に難しいとは考えています。

以上です。

○大田委員

位置づけは必要だろうと思うんです。今、塩田じゃ助石で、室積が伊保木、今度また塩田の佐田上に設けられる計画ですが、住宅地と奥山か里山の間には緩衝帯を設けるちゅうのは、今後、部分部分設けるんですが、全体に設けようとかいう壮大な計画はあるんでしょうか。

○弥益水産林業課長

実情被害に基づき、県補助をいただいての事業実施となりますし、予算との兼ね合いもございます。ただ、そういった被害があるところに関しては、鋭意取り組んでいきたいとは思っております。

以上です。

○大田委員

ぜひそういうような壮大な計画でイノシシや有害鳥獣が出ないようにお願いしたいと思います。それで、27年、28年と緩衝帯を設けられたその年はいいんですが、その後の維持管理ちゅうのが大事だと思います。それはどのようにされているんでしょうか。

○弥益水産林業課長

地元の団体の方に緩衝帯設置後10年維持管理のほうをお願いしますという協定書に基づいて進めておりますことから、市としましても、地元の団体の方に適切な管理をお願いしております。

以上です。

○大田委員

10年という経過でお願いしとるといふ答弁じゃったんですが、それはボランティアとしてお願いしちよるんですか。それとも、何ぼか市が協定でその整備費を払っているようにしておられるんでしょうか。

○弥益水産林業課長

これに関しては、緩衝帯を設けるところに関しては、民有林等々もございます。そういった複数の方と契約を結んで、団体との協定を結んでおりますので、その協定に基づいて10年の管理をしていただくこととしております。

○大田委員

それで、賃金を払われるんでしょうか、それともボランティアでやってもらおうんでしょうかとお聞きしておるんです。

○弥益水産林業課長

10年の管理につきまして、賃金をお支払するということはございません。  
以上です。

○大田委員

そうなると、ボランティアだったら10年の協定を結んだといっても、年とってもうできませんと、放棄する場合もあるかもわかりませんよね。賃金を払うんじゃったら、協定で払っているからやってくださいと言えるんだらうけど、そこんところはどういうふう  
に思っておられるんですか。

○藤井経済部次長

この制度は、やまぐち森林づくり県民税の関連事業でやっておりまして、事業制度そのものが、そもそも地元の関係者の方に管理をしていただくということの約束が見込まれることで事業を行っております。したがって、あくまでそういう意味での管理協定を結ぶということで事業を実施しております。

以上です。

○大田委員

了解しました。管理するという協定のもとに、その緩衝帯を設けるということで、  
了解しました。

次に行きます。先ほど市道についてお聞きしたんですが、農道についても、この夏場  
を迎え、草が路肩に繁茂しているんですよね。そこで、事故がいつ起きても不思議でない  
ぐらい繁茂して幅員が狭くなっているんです。そのところの草刈り対策というのはどの  
ようになっているのかお伺いします。

○酒谷農業耕地課長

市が維持管理をしているものは、周南広域農道とか大和農免農道のように通過交通量  
が多く、地元の管理の難しいものを市で対応しております。それぞれの農道については  
地元対応ということになっております。

○大田委員

地元対応と言われても、うちの周りなんか市道があるんですが、それは部落で出て  
草刈りをして外周を整理されています。しかし、自治会の家の外れたところなんかは、  
もう繁茂しておるんです。特に、東荷の、ある農道では、どっと草が出ておるわけ  
です

よ。そこは民家がないわけなんです。そのようなところでもし事故があったら、それは事故を起こした者の責任と言えるが、草が生えて道幅がとれないんやったら、道路の管理が悪いから事故起きたと言われても仕方がないと思うんですよね。そういうところは どういうふうに対応されているんですか。

○酒谷農業耕地課長

これは保全の対象となる農地とか、農道などの維持管理について、多面的機能支払交付金という制度がございます。これにつきましては、農地維持共同活動といいまして地元でグループをつくっていただき、維持管理を行ったところに対して補助金が出る制度でございます。草刈りも対象になりますので、そういうものに取り込まれることも一つの方法ではないかと考えております。

○大田委員

補助金が出るということですが、先ほど市道のほうやったら、言うてこられたらすぐ対応するよというふうに答弁いただきました。農道のほうもそう言われたら、すぐ対応して草刈りするよと言うてくださったほうが私はありがたかったんですがね。わかりました。

次に行きます。今、観光客を光市が誘致するといつて、観光客が13万人とか結構来ておられる。今までの推移を教えてください。

○芳岡商工観光課長

観光客数につきましては、近年のもので申しますと、平成25年は約91万人、平成26年は86万4,000人、平成27年は91万人となっております。

○大田委員

観光客が91万人とか86万人来ておられるということですが、光市が観光客を誘致されるのは、どういう意味を持っているのかお聞きします。

○芳岡商工観光課長

私どものほうで観光客の誘致に取り組むのは、一つは、やはり光市のまちの良さを広く知っていただくため、それから、さらには光市にある一定の経済効果を期待する、そういった面もあろうかと思えます。

○大田委員

今、経済効果が期待できると言われました。そしたら、今91万人、86万人来られて、光市にとってどのような経済効果があったのか教えてください。

○芳岡商工観光課長

観光客数の増加に伴った経済効果というものを期待するところでありますが、私ども

のほうで経済効果を数字として幾らというのは持ち合わせておりません。

○大田委員

私は、観光客を誘致するには、やっぱり経済効果を期待してするんだろうと思うんですよ。じゃけ、市のほうから何百万円というお金を出して観光客に来てもらう。それによって経済効果がどのくらいあるかというのは、市のほうも把握して当然かと思うんですよ。ただ観光客に来てもらうて、ああ、よかった、よかった、それじゃないと思うんですよね。何万人来たら経済効果がどのくらいあるよと、それだから観光客を呼ぶよと、そうだろうと思うんですよ。そこんところを考えると、もう少し答弁してほしいと思うんですが。

○芳岡商工観光課長

経済効果という数字は、算出者が任意に選択、組み合わせを行い算出されるものであります。また、業務の成果を指標として用いるためには、経年変化や他市の比較など、ある程度統計データとして比較分析に用いることができることも必要だと思っております。そうした経済効果という数字は持ち合わせておりませんが、その根拠となる観光客数と最も連動するものでありますから、観光客数の追跡をもって統計をとらせていただいております。

ただ、補足で申しますが、経済効果は、持ち合わせていないと申しましたが、このたびのアクションプランの策定に当たり、2月の梅まつり、それから5月のばら祭、それから7、8月の海水浴開設期間等、現地でアンケート調査を行っておりまして、その際には、各イベントごとではありますが、かかった交通費であったりお土産、それから飲食にどのくらいの金額を使われたかというものは、アンケート項目として掲げております。まだ現時点で結果は申せませんが、そういった費用の調査は行っているところでございます。

○大田委員

そういうアンケートをとっておられるということです。観光客を誘致するには、やっぱり経済効果を期待しておると思うんで、今後とも観光客を誘致するときには、経済効果もちゃんと算出し、数値にも出されるようにして報告してもらいたいと思います。

終わります。

○委員長

ほかにございませんか。岸本委員、いかがですか。

○岸本委員

ございません。

## 5 病院局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①認定第2号 平成28年度光市病院事業決算について

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○大田委員

看護師さんの支給について、光は人間が減ったんですが、賃金が上がっているんですよ。ちょっとそれについて、もっと詳しく教えてほしいんですがね。

##### ○委員長

大田委員、何ページですかね。

##### ○大田委員

参考資料の7ページ。

##### ○田村光総合病院業務課長

光総合病院の給与費の看護師給が減少しておりますが、この要因といたしましては、職員数が減少したこと、それと退職者と新たに職員となった者の給与の差が生じたことも影響しております。それと、22ページを見ていただきますと、光総合病院の正職員の数ですが、看護師、年度末の数ですが、平成27年度131人に対しまして128と、マイナス3減少をしております。

それと年度の、職員数の延べ人数を比較しますと、平成27年度は1,612人に対し、平成28年度が1,597人と、年度内においてマイナス15減少をしております。これらの要因で給与費が減少しております。

##### ○大田委員

ちょっと済みません、千何人だったか、もう一遍ちょっと詳しくゆっくり教えてください。

##### ○田村光総合病院業務課長

職員を延べ数であらわしたのですが、月の職員数を12カ月掛けたものといいますか、12カ月分を合計したものです。

##### ○大田委員

それで、人間が3人減ったから1,500万円も下がったと。賃金で臨時パート職員じゃろうと思うんですが、これも人間が減っているんですが、賃金を払う人についての総人数とその内訳ちゅうものがよくわかりませんから教えてほしいんですが。

○委員長

大田委員、賃金全体ですかね。

○大田委員

賃金ちゅうのが、ここに28年度の支出で2億3,396万8,000円、27年度が2億1,825万7,000円とあるんですよ。だから、その内訳、総人数や、どういう人がおるのかとか、ちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○田村光総合病院業務課長

賃金には臨時職員とパート職員、非常勤の医師の給与を計上しております。臨時、パート職員につきましては、非常勤医師、看護師、技術員、それと事務員等が含まれません。

○大田委員

その非常勤医師が何人で、非常勤、パートの看護師が何人おって、ほかのものが何人おったというのを教えてほしいんですが。

○田村光総合病院業務課長

先ほど年間の延べ数で申し上げましたので、延べ数で申し上げますが、28年度、医師につきましては、延べ数で12名、月が1名でございます。看護師につきましては139名、准看護師につきましては60名、それと看護補助員259名、医療技術員24名、事務員が168名、用務員が28名で、合計で690名になります。

○大田委員

これは前年度から比べて増えたんですか、減ったんですか。

○田村光総合病院業務課長

前年度27年度と職員の延べ数を比較しますと、56名増加しております。延べ数で56名です。

○大田委員

その上の看護師手当ちゅうんがあるんですよ。146万円ほど増えているんですが、この手当というのは、時間外とかいろんな手当があると思うんですが、そこのところをちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○田村光総合病院業務課長

時間外手当、夜勤手当、住宅手当、通勤手当、それと賞与になります期末勤勉手当と、まだほかにもあるかもしれませんが、そういう手当になります。

○大田委員

光は3人ほど減っていて手当が146万円増えた。千何人じゃったですかね、おられるんですが、この理由ちゅうのはわかりますか。

○田村光総合病院業務課長

細かくは分析はできませんが、賞与の率が0.1カ月分増加しております。27年度、28年度を比較しますと、4.2カ月から4.3カ月になっております。

○大田委員

了解しました。

それと、今度は収入のほうで、その他の医業収益とその他医業外収益というものがあるんですよね。よくわからないんで内訳を言うてほしいんですが。

○委員長

6ページでよろしいですかね。

○大田委員

はい。

○田村光総合病院業務課長

その他医業収益の内訳でございますが、文書料としまして465万円です。病衣とおむつ代で1,117万円の収入がございました。

そのほかに、あと介護保険の主治医意見書等がありますが、その金額、ちょっと持ってきておりませんが、主なものは文書料とおむつ代になろうかと思えます。

○大田委員

まあ2,000万円あって、それだけでも約1,580万円ぐらいになるんですが、まだ400万円ぐらいあるんですよね。

○田村光総合病院業務課長

済いませんでした。内訳持っております。

介護保険の主治医意見書料が205万円です。それと休日夜間のがん検診の助成金、これが26万円、それと光市医師会から受託を受けておりますが、これが約133万円でございます。あとはその他でちょっと内訳がわかりませんが、その他になります。

○大田委員

今度はその医療外収益の中のその他医療外収益として1,579万円あるんですが、それも教えてほしいんですが。

○田村光総合病院業務課長

エックス線フィルムが古いものがございますので、ここを売却をしております。この売却しますと収入が入ります。これが約150万円でございます。それと実習を受け入れておりますが、実習費としまして162万円、あと給与天引きの事務手数料としまして約19万円、行政財産の目的外使用料としまして約60万円、薬品等の市販後調査に協力しますが、その調査費が22万円、DMATを熊本地震のときに出動しておりますが、その経費の補助がございましたので、それが約30万円あります。それとあと……

○大田委員

わかりました。大体そのようなことになっていると。最初の説明は早口で、チャッチャッチャと言われたけ、ようわからんじやって済みません。大和のほうも同じことをお願いします。

○委員長

項目で、その都度お願いできますか。

○大田委員

看護師給と看護師手当と賃金と。

○委員長

7ページでいいですかね。

○大田委員

11ページ、大和のほうを。

○小田大和総合病院業務課長

給与費のところの看護師給が1,100万円減少しておりますけれども、これにつきましては、平成27年度末に定年退職が3名、定年2年前の退職が1名ということで、給料の高い方が退職されたということと、育休者ですね、この方が2名から6名に増加したというようなことが原因じゃないかと思えます。

それから……

○大田委員

まずは、それに伴って、やっぱり看護師手当も高給取りが退職されましたから、安く、手当が少なくなったと、そういう理解でよろしいですか。

○小田大和総合病院業務課長

手当につきましては、給料とは少し違いますので、手当の支出が減った、時間外が減



った等が考えられます。

○大田委員

時間外が減ったから手当が減ったと。時間外というのは、大和の場合は大体同じぐらいで決まっておるんじゃないんですか。救急病院じゃったら、それはその都度、患者が救急で来られるんですが、療養病床は大体多いから、大体毎月毎月、決まっておるんじゃないんですか。

○小田大和総合病院業務課長

救急の時間外については少ないですけれども、手術が延びたとか、あと一般病棟もありますので、一般病棟のほうで重症患者さんの処置で少し遅くなったとか、そういう場合はありますので、そんなに光総合病院ほどはないとは思いますが、時間外はある状況でございます。

○大田委員

増えたんならそれでわかるんですけど、197万円、約200万円ぐらい、前年度より減ってるから聞いちゃうんです。

○委員長

小田課長、その減った要因をお示してください。

○小田大和総合病院業務課長

済みません、その時間外について、27年度と28年度、幾らあつて幾ら減ったという詳細なものは今持っておらないので、詳しくちょっと回答ができません。

○大田委員

また教えてください。

また、旅費・交通費が前年度より52万円減っているんですね。光も旅費・交通費が29万円減っているんですよ。このなぜ減ったかというのを教えてほしいんですが。

○委員長

それぞれ。

○小田大和総合病院業務課長

11ページの経費のところの旅費・交通費だと思いますけれども、これは、非常勤医師が大学のほうから当院のほうに来ておりますけれども、その交通費が減少しております。来られる回数が減ったのが理由でございます。

以上です。

○田村光総合病院業務課長

旅費・交通費には、大和と同じように、非常勤医師の交通費と、それと職員の学会等以外の、主に事務が行くような出張になりますが、その交通費は細かく分析はしていませんが、医師の年間の出勤回数といいますか、来ていただく回数にも変動があるんじゃないかと思imasuので、その辺で、30万円で細かく分析はしていません。

○大田委員

私は、医師対策本部ができてから、医師確保のために交通費を使うて出ておられることが大変多くなって、今年度は絶対増えちよるというふうに思うちよったんですよ。それが逆に減ちよるから、どうして減ちよるかなと思うてお聞きしたわけですが、その分析はされておられますか。

○委員長

医師確保の交通費は、ここに計上されるようなものでございますか。その分析を言われているんだろうと思うんですが。

○田村光総合病院業務課長

医師確保の交通費につきましても、こちらの旅費・交通費のほうに計上されるようになりますが、分析といいますか、行ったかどうかということでしょうか。

○委員長

この中でどのぐらいお使いになられているとか、その辺がわかればという意味合いでしょうかね。

○田村光総合病院業務課長

済みません、細かい数字、ちょっとそこまで分析していません。済みません。

○大田委員

まあ今回はあれやけど、来年は絶対、この旅費・交通費が随分増えて、こういうところに行きましたという報告があると思います。期待しております。

以上で、この決算参考資料のほう、終わります。

○西村委員

決算なんで一言。まずは決算を拝見しまして、自治体病院としては、全国で、もうこれは指折りにいい成績を上げていると評価をさせていただきたいと思います。大和総合病院を療養型に切りかえて、今から新しい光総合が病院を建てるわけですけども、単年度収支で3億3,000万円ですかね、利益を上げているということは、ほかの自治体病院ではなかなか考えにくいんじゃないかというふうに思います。まずはスタッフの皆さんにねぎらいの言葉を、私はかけるべきだと思っております。

その中で、お褒めの言葉だけじゃあれなんで、これは決算審査意見書なんですけども、医業収益について、多少の増減があります。44ページを見ていただいたらわかるんですが、ここには診療科目の収益別、診療科目別収益ということで、全体では4,000万円ほどの増加になって、本年度の入院外来は52億円ということになっていますが、その中でも整形外科9,000万円、療養が3,400万円増加となっている。それから泌尿器が4,800万円、外科が1,500万円程度減少になっているという記載がございます。このあたりについて簡単に、どのような要因でこの増減が生まれたか、わかる範囲でちょっと説明をしてもらったら助かります。

#### ○田村光総合病院業務課長

決算の参考資料の17ページになりますが、整形外科につきましては、入院患者数、27年度と比較しまして、1,769人増加しております。収益のほうも8,448万7,000円の増加になっております。

それから、泌尿器科のほうですが、平成27年度4,157人に対しまして、平成28年度は3,181人と、976人の減少をしております。収益のほうも4,770万円の減少をしております。

この理由というのは細かく分析はできませんが、泌尿器科のほうにつきましては、平成28年4月から医師の異動がございまして、今まで結石破砕装置を使用して手術をしておりましたが、経験がない医師の着任となりましたので、その結石破砕装置の手術が1年間できないことになりましたので、それでそれに伴う入院のそういう疾患の患者さんの受け入れが困難になりまして減少したものではないかと考えております。

整形外科につきましては、外来患者さんも増加しておりますので入院患者さんも増加しているという状況じゃなかろうかと思えます。

#### ○西村委員

整形外科は、桑田院長を頼って、お医者さんを頼って、患者さんが増えたということではないんですか。

#### ○桑田病院事業管理者

さっきのは僕をというわけじゃないんですけども、今一番、僕の下に加藤というのがいるんですが、彼が非常に手術がうまく、いろいろな手術できるようになりました。

実際問題、昔、私が入ったところに比べますと、手術を、一応その方法が非常に高度なものができるようになりまして、その分だけやっぱり整形の手術の内容も上がってきたというのがあるのでということに考えております。全部私一人のことじゃなくて、整形のみんな頑張ってるんですね。

泌尿器科の件は、先ほども課長言いましたけども、結石破砕装置の場合、施設基準として、医師、十分な経験を要した医師が2名以上必要ということがありました。28年度の場合、まだ卒業して、泌尿器科に入られて間もない方だったので、そんな経験数がなかったということなので、その医師がいる場合は、ちょっと結石破砕装置は使えないと

いう状態がありました。

それと、全体的に少し手術ケースもちょっと減ってきておりますので、その面でそういう感じ、そういう収入の減があったものと考えております。

○西村委員

大和総合の療養病床、どうですか。もうパンパン状態で、これ以上どうしようもないと思うんですけど。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院の療養病棟ですけれども、ほぼ満床の状態が続いております。これも当院の地域医療連携室というところがございます。こちら、看護師も1名追加しまして強化しております。地域の病院、あと診療所、施設等の連携を強化している、その結果だと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。両病院、評判がいいということで聞いておりますし、実際、数字も非常にいい数字を出していただいて大変心強い限りでございます。このような経営で今後も続けていっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②認定第3号 平成28年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、主に参考資料の8ページの経営指標についてお尋ねします。

8ページに経営指標が出ておりますが、ここに出ていない数字なんかもあると思えますし、全国調査なども何か数字で私見かけております。幾つか、まほろばの数字と、それと、それに対する全国平均をあわせて御回答ください。まず、入所の利用率と通所の利用率について、まほろばの数字と全国の数字はどうなっておりますでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

御説明いたします。

私の資料は、独立行政法人福祉医療機構というところが平成28年12月に出している、開設1年以上を経過している973施設を対象とした平成27年度分の介護老人保健施設の経営分析レポートによる資料になるんですけども、その資料によりますと、入所利用率は全国平均93.8%、まほろばは98.6%、通所利用率は全国は68.3%、まほろばは53.7%となっております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。まほろばについて、入所は従前からほとんど満床と言われておるとおりで、全国平均より当然上であると。通所については53.7ということで、半分しか稼働していないじゃないかと言われていました。全国的に見ても大体3分の2ぐらいの稼働であるということは理解いたしました。

じゃ、ちょっと次にまいります。

利用者100人当たりの従事者数、そして従事者1人当たり人件費、それから人件費比率、この3つについて、まほろばの数字と全国の数字を教えてください。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

利用者100人当たりの従業員数になりますが、全国平均が60.4%、まほろばは50.6%になります。利用者1人当たりの人件費は、全国平均が440万円、まほろばは435万円となります。人件費比率は、全国平均は58.1%、まほろばは70.8%になります。

以上です。

#### ○笹井委員

それぞれの数字はわかったんですけど、ちょっと理解ができないところがあるので教えてほしいんですけど、利用者100人当たりの従事者数については全国平均が60.4だけども、まほろばは50.6であるということで、お客さんに対しての従事者数は少ないわけですね。ところが、人件費比率について聞きますと、この全体の経営の中でということですけど、全国平均が58.1%なのに、まほろばは70%であるということで高いんです。何で利用者100人当たりの人数は少ないのに、人件費比率が全体の7割になる。ちょっと理由がわかりましたら教えてください。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

人件費比率については、介護報酬が減っていることが、まあそれは全国平均にもあるんですけども、一番の原因ではあるんですけども、その上で通所利用者の利用率が少ないこと、それから人件費が高いことが影響をしております。なお、公営企業の職員の給与が高いことがあります。産業別の介護職員の給与は全産業より10万円近く低くなっておりますので、その辺は御留意いただきたいと思います。

それと、あと、先ほど言いましたように、100人当たりの従業者数にしては、本当は

ぎりぎりの人数でまほろばのほうはやっており、もっともっと人数は増やしたいところではあるんですけども、1人当たりの給与費が高いこともありまして、抑制するためにぎりぎりの人員を配置している次第でございます。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。人数はぎりぎり少なくやっているけれども、給与が高いから人件費比率が高いということ。それから、通所利用が少ないけれども、通所利用は定員の数だけスタッフをいつも用意しているというのは、前の質疑で出てますけど、その辺がちょっと人件費比率が高くなっている原因かなと理解いたしました。

給与が高いと言われましたけど、これも全国調査で数字なんかも出ているようですが、職種別にいきますと、介護職員、看護職員、事務職員の平均給与額について、全国平均とまほろばの数字を教えてください。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

御説明いたします。

介護職員平均給与は、全国平均、月平均が28万7,420円、まほろばのほうは月平均33万9,065円、看護職員は、平均給与は37万5,130円、まほろばは41万8,309円、事務職員の平均給与は31万1,820円が全国平均、まほろばのほうは56万3,844円になります。

この内訳と申しますが、まずは、介護職員は、先ほども申し上げましたように、全産業よりも給与費が低いということが原因であります。看護職員についても給与的には高いんですけども、基本的に老健の看護職員は、若いときは病院で働いて、ある程度習得をしていた方が、まほろばのような老人保健施設の方で働かれるという方が多くなっております。看護職員につきましては、採用するに当たって経験年数をうちのほうでは鑑みておりますので、全国平均よりも高くなる傾向にはあると思います。また事務職員も、これも全国の平均年齢の数値が出ていないため、調べた中ではちょっと出ていないんですけども、いろんな資料を見る限りにおいては、大体40歳前後という感じで平均で出ている資料等を見受けられます。事務職員に関しては平均年齢が51歳、なおかつこれが平成27年度の実績での報告になりますので、事務職員が3人で実施で、全ての職員が係長級以上の職員となっておりますので、高い傾向にあると思います。

以上でございます。

#### ○笹井委員

高い理由を一個一個聞こうと思ったんですけど、全部先にお答えいただきましたので、よく準備をされておると思います。

ただ、そうは言いましても、ちょっと聞きたいんですけど、まほろばの介護・看護・事務職員の給与の決め方というのは、結局どういう規定、あるいは市に倣っているのか、2つの総合病院に倣っているのか、それとも独自で決めておるか、どういうふうな決め方になっておるんですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

御説明します。

まほろばの給与につきましては、病院局の給料表に則って支給しておりますので、看護職等は医療職給料表、それから、介護職に関しては福祉職給という形で支給しております。

以上です。

○笹井委員

同じ病院局の中ですから、当然横並びかなと思います。おそらく事務職員は、さらに市役所とも横並びなのかなというふうに理解するところでございます。

あと、またトータルな話になるわけですが、結局今回赤字と。しかも満床なのに赤字ということでございます。全国調査を私もちよっと拝見しましたが、老健施設は8割黒字なんですよね。赤字は2割で、赤字の老健というのは、普通は利用者が少ないから赤字なんです。ところが、この光のまほろばは、利用者の入所はほぼ満床なのに赤字ということで、大体数字とかを見たら、人件費が高いんだということはわかっておるんですけど、このまま赤字で内部留保を取り崩して、そのままでいいのかと。あるいは、それに対する改善策など、あるいは現状分析などをしていく必要はないのかと思います。あんまり係長さんにこういう質問を一気にしても、申しわけないなと思っていますし、もし病院局の管理者とか事務管理部長が答えられたらお聞きしたいと思うんですけど、そういった経営改善についてのとりあえず、現状の分析、問題点の洗い出しとか改善策、こういったものに取り組みされるおつもりはないんでしょうか。

○杉岡大和総合病院事務部長

まほろばのことで相対的なお話をさせていただきます。

委員さんが言われますように、ナイスケアまほろばにつきましては、今現在24年度から5年間の赤字決算ということで御報告をさせていただきます。特に、いろいろと今お話もありましたが、要因的なものを考えますと、まず収入面、それと支出面、その2面があらうかと思います。まず、収入面でございますが、先ほどから入所につきましては、定員が70名に対して69人という形のほぼ満床に近い状況で推移しておりますが、平成28年度につきましては、通所につきましては30名に対して15.4人という形で、かなり低い数字で推移しております。

そういったことで、何が要因かということなんですが、実質的にリハビリ施設であります。まほろばができた時点と今現在は、利用者の方のニーズがかなり変わってきていると。当初は、そういったリハビリ施設を利用される方も数多くいらっしゃいました。ですが、今現在は、介護される方が少しでも時間も長く、それと、実質的には老健よりはデイサービスのほうが安い料金で使用できますので、そちらのほうに入所といいますか通所される方が多くなっているという傾向にあらうかと思います。

支出面から申し上げますと、また一番の問題は給与面であらうと思います。実際に厚

労省の調査でもありますように、実際介護保険施設につきましては、公立と民間を比べますと、公立のほうが相対的に給与水準が高い、そういう要因があるかと思えます。

それと、またそういった中で、今度はどうした対策をするのかということですが、どちらにしても通所が少ないというのは一番の原因でありますから、そういった部分を外に発信する。当然ナイスケアまほろばのリハビリも介護保険の適用になりますので、ケアマネジャーさんという方が中に入られると思えますので、そういった方への周知並びにアピールをしていくのが一番だろうと思えますので、その辺を何らかの形で強化をしたいと思っております。

また、そういった利用者のニーズも変わってきておりますので、今現在の時間帯の利用じゃなくて、短時間の利用ということも考えられると思えますので、そういったものができるかということも調査してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○笹井委員

入所に対しては満床ですし、それに対して何人が配置されとるかというのは、一定の当然設置基準もあるわけですからいいんですけれども、通所のほうについて、結局何人でやっておられるのか。その人数というのは、今の利用者に対しての人数なのか、それとも定員マックスに対しての配置をされておられるのか、そこをちょっと教えてください。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

現在、通所のほうに携わっている介護職員は、4名でやっております。基準の最低人数は3人で可能ということにはなっておりますが、見守り業務がまず必要なこと、それから、入浴で2人介助というのはまずもって難しいため、そういうことも鑑みまして、今4名体制でやっている次第でございます。なおかつ今、見守りと申しましたけれども、見守りだけじゃなくて、うちの通所の相談員は介護職と兼務をしておりますので、相談業務が入った場合には施設外に出なくてはなりません。ですので、今の人数はある程度20人体制であっての考え方としておりますので、25名になるともう一人配置しないと、業務的には難しいかと考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

過去に、まあ大分昔の話かもしれませんが、定員マックスに対しての人数だと言われたこともあったようなんですが、今20人体制ということですから、過去の答弁と比べると、実態に合ってきたのかなというふうに評価はいたします。

ただ、トータル的にこのやっぱり満床だけは、赤字という実態は変わらないわけですし、しかも民間の老健ですと、この収益の中から過去の設備投資の返済もしておると。光に関してはいろいろと設置時のルールもありますから、そこまで求めるわけではありませんが、その部分を外しても赤字というのは、やっぱり慢性的に私はどこか相当切り込んでいかないと、この状況は改善できないのかなというふうに思っています。折し



も光市は今、2つの総合病院を機能分化して運営してきて、皆様方の苦勞もありまして、今大変経営的にはいい状態で推移しておると。また光総合病院の移転新設も31年ということで、もう今工事に取りかかっている状態の中で、私もさらに別の新しい取り組みとかを、この時点において提案するべきではないであろうと。まずは、総合病院の移転とか医師確保のほうにやっぱり全力で当たっていただく必要があるだろうとは思っています。そうは言いますが、まほろばの慢性的赤字の体質というのは、ここ5年間変わっていないと思いますので、まずは病院当局の原因分析と、それから内部での改善策、あるいは、場合によっては外部のコンサルを入れた経営診断などをやっていただくことを期待したいと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

### ※報告事項

#### ①光市病院事業収支計画について

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

## 質 疑

### ○西村委員

書類の資料の提出を求めたのは私ですから、若干当局のコメントを求めたいと思います。ここの資料には、大和光総合の損益の合算というふうに書いてありますが、これは、もともと会計は一本という私は理解をしています。決算書にはセグメントで分けて説明しなさいという指示がありますけども、合算というよりも、これが市立病院のいわゆる会計、決算、予測という理解でおるんですが、いかがですか。

### ○川崎病院局経営企画課長

そのとおりでございます。

### ○西村委員

そうすると、私は6月議会の光総合だけの収支計画書をちょっと手元に持っています。一本で大和・光でこの収支の予測になりますが、あくまで予測ですけども、この予測の結果として、大和総合の成績が全体を非常に押し上げているというふうに読み取れるんですが、当局の見解をお伺いします。

○川崎病院局経営企画課長

おっしゃるとおり、光総合病院のほうは建設等が絡みますので、かなり収益的に厳しい時期もございますが、大和のほうについては比較的安定した形で進むと今は予測をしております。

以上です。

○西村委員

当たり前っちゃ当たり前なんですけども、決算を見て、そういう予測は容易に立てられるわけですが、しかし、手元でグラフを私は今比較して見ていますので、率直な意見ですが、光総合だけの収支で見ると、これは大丈夫かいなというふうを感じる部分もたくさんあります。これは一本でやると、営業収益もかなり、まあ見込みですけども、上がっていますけども、トータルで見れば、損益資金収支も非常に万全だなというふうに感じております。あくまで予測なので、やってみないとわからない部分もありますが、このまま予測どおり健全な財政運営を希望して、質問を終わります。

以上です。

## (2) その他 (所管事務調査)

○岸本委員

それでは、光総合病院につきまして1点ほど御質問させていただきます。

当初の光総合病院の敷地面積、そして、最後にあがった敷地面積では、1,000m<sup>2</sup>の違いがありますが、これはどうしてでしょうか。御質問いたします。約300坪ですね。

○委員長

最後にあがったというのは、最初と最後はどこからの部分ですかね。

○岸本委員

いや、今ちょっと私、手元に資料がございませんけど、最終的にいただいた面積とちょうど1,000m<sup>2</sup>違っていましたので。減ったんです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

一般質問でも質問させてもらいましたが、労使協定についてもう一遍質問させてもらいます。新聞に300時間という労使協定が載っちゃったんですが、光は労使協定はどのように結んでおられますか。時間数を教えてください。

○田村光総合病院業務課長

はい、三六協定の内容ですが、医師につきましては、1カ月の時間の制限を45時間、1年間で360時間としております。そのほかに特別条項というのがございますが、医師の場合は1カ月を延長できる時間は60時間、1年間で500時間としております。年間で1カ月の延長は6回以内の回数という制限をしております。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院のほうでは、1カ月の時間ですけども、決算事務については45時間、それ以外の職種については30時間、1年間にしますと、全ての業務について360時間の時間を設定をしております。

以上です。

○大田委員

今、光は医師だけ言われたんですが、医師も事務も看護師も全部同じでいいんですか。

○田村光総合病院業務課長

申しわけございませんでした。保険請求を行う事務につきましては、医師と同じになりますが、1カ月が45時間、年間で360時間としております。その他、看護師とか医療技術職員につきましては、それと、決算等を行う事務につきましては、1カ月を30時間、年間で360時間としております。医師と同じように特別条項を設けておりますが、医師以外の職員は1カ月を60時間、年間で400時間としております。

以上です。

○大田委員

この特別条項ちゅうのは何ですか。

○田村光総合病院業務課長

三六協定の中に特別条項つきの協定を結べることになっております。臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合は、この協定ができることになっております。

○大田委員

ちょっと答弁がよくわからなかったんですが、手術なんかしちょっとしたときに時間外になったから、それが累算されて60時間と。それが月6回までという理解でいいんですかね。ちょっと違うんですかね。

○田村光総合病院業務課長

三六協定ですが、普通の協定ですと、上限が一月が45時間、年間で360時間、これを超えることができません。工場もそうでしょうが、季節的に忙しい季節とかございますので、それが想定される場合は、特別条項という協定ができることになっております。

病院もやはりそういう特別な場合というのが想定されますので、特別条項の協定をしております。

○大田委員

要約すると、月に45時間、それで、プラス60時間までは特別条項を使うて、60時間までは残業の労使協定、三六協定を結んでおると、そういう理解なんですかね。

○田村光総合病院業務課長

そのとおりです。

○大田委員

それは多分、部長級、課長級以下の若手医師じゃろうと思うんですよ。部長級や課長級の医師に対しては、これは労使協定はないんですが、やっぱり残業時間が多分にあると思うんです。今現在どのぐらい残業しれておられるか調べておられると思うんですが、教えてほしいんですが。

○田村光総合病院業務課長

ここでは医師の管理職、それと三六協定の適用になる医師も含みますが、年間の平均が、28年度の実績でございますが、21.3時間でございます。

○大田委員

年間の平均が21.3時間。

○田村光総合病院業務課長

済みません。月の平均が1人当たり21.3時間でございます。

○大田委員

21.3時間。これは夜勤当直、日曜当直含めて月平均21.3時間ですか。

○田村光総合病院業務課長

日直と当直はこの時間に含めておりません。日直、当直は回数で管理をしております。

○大田委員

回数で、それなら別料金で払っていると、日直、当直は。

○田村光総合病院業務課長

日直、当直につきましては、日直料、それから当直料という設定がございます。

○大田委員

それは、そこんところは、日直、当直はどうかと思うんですがね。朝8時から夕方の5時か4時ぐらいまで勤めて、それから続いて夜勤当直に回って、翌日の朝の8時まで勤めて、それから、またその日の5時まで勤めると。約32時間か34時間ぐらい勤めるわけですが、それで時間外でなくて、それは夜勤当直だから1回の支払いと。その考えはちょっとどうかと思うんですがね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほど部長級医師やら課長級医師の残業時間は月に21.3時間とお聞きしましたが、私は手当を聞いているんじゃないで、時間を聞いちゃうんですよ。だから、当直医師なんかの時間も、やっぱり21.3時間ちゆうことはないと思うんですよ。夜間当直や日直、当直した場合、何時間ぐらいしておられますかとお聞きしておるんですよ。

○田村光総合病院業務課長

医師の日当直の時間です。回数と申し上げましたので、回数で申し上げますが、28年度の実績では、1人平均が3.2回でございます。

○大田委員

私が壇上で聞いたときは、1人平均4.5日と西村管理部長が言うちゃったんですがね。

○田村光総合病院業務課長

平均では3.2回でございますが、月によりますと4回から5回、多い月にはそういう医師もおります。

○大田委員

壇上で4.5日と聞いたとき、私は、そうしたら週に1.1回ですねと問い直したんです。それが3.6日、多いときによっては5日。それは答弁と違うんですがね。どっちが合っているんですか。壇上で言うた答弁が合っているのと思うんですがね。

○田村光総合病院業務課長

私も答弁聞きましたけど、4回から5回という答弁だったと思うんですが、先ほども申しましたように、多い月には4回から5回という月がございます。

○大田委員

先ほどの3.6回ちゆうのはどういう事ですか。

○田村光総合病院業務課長

28年度の実績では、当直をする医師の平均回数は3.2回でございます。

○大田委員

3.2回を時間数に直して21.3時間を足したら、月にしたら結構な時間になると思うんですが。今、週6時間を超える過労死ラインは80時間を超えて残業する人の割合ちゅうのが出ているんですが、それ以上になるんじゃないんですか。

○田村光総合病院業務課長

日当直につきましては、通常の業務とは違いまして、日直・当直業務になりますので、何かあった場合に対応するという業務になりますので、それを通常の勤務に通算して考えるのは違うような気がします。

○大田委員

そしたら、残業の期限ちゅうか規定ちゅうのはどういうことですか。

○田村光総合病院業務課長

日当直業務につきましては、残業時間、三六協定等の規定には入りません。

○大田委員

それは、部長級の医師、課長級の医師は三六協定の中に入らないと思うんですよ、管理職だから。だから、私は医師全体としてどのぐらいの残業をされておるかちゅうのをお聞きしたいだけです。

○田村光総合病院業務課長

三六協定は、先ほど申し上げましたように、管理職は入りません。日当直業務につきましては、全医師が対象になっておりますけど、時間外とは違うものになります。

○大田委員

夜間日直、当直日直、それは時間外に計算しない。どういう理由で。よくわからないんですが。

○森重副市長

本来病院のことですので、私がお答えするものかどうかと思うんですけども、要は、宿日直業務であったり当直業務が時間外なのかどうなのかという、そのところに疑義があるのではないかと思いますけれども、いわゆる労働基準法で定める時間外手当の中には、宿日直や当直日直については適用除外だということが明記されているわけであります。

○大田委員

となると、今はないかもわかりませんが、この市長部局なんかでも、昔は日曜の当

直・日直があったと思うんですよ。あれも時間外業務には入らなかったと。

○森重副市長

あくまで労働基準法上の取り扱いがそういうことであって、大田委員さんが言っておられるのは、医師の勤務が過剰になっているのではないかと思うんです。その中で、労働基準法36条に関連したご質問ですが、少し切り離して御議論をいただくと、我々としては適切にお答えができるんですが、要は、当直・日直にしても、先ほど課長が申し上げたとおり、今28年度決算ベースでは、医師1人当たり一月約3.2回とお答えしましたので、それを時間数に換算したら、時間外時間なんだと、いわゆる三六協定という時間外労働時間だというふうに捉えられますと、少し答弁に窮するというふうなことでありますので、御理解いただきたいと思います。

○大田委員

ただ、救急患者などが来たときの業務で、医務行為を行われると思うんですよ。それもやっぱり当直、日直、夜勤当直じゃから、時間外労働には入れられないと。

○田村光総合病院業務課長

その場合に、時間外労働には入れていません。それで、光の病院局の中ではそのことがありますので、以前、外来というか救急を扱った場合に、特勤として手当を別に算定をさせていただいています。

○大田委員

私は今、手当じゃなく時間を聞きてるだけなんです。要するに長時間、普通は、通常は8時間、9時間拘束の8時間勤務で働いておるが、時間が要するに長くなるんじゃないかというのを聞いちょるだけで。

○田村光総合病院業務課長

ですから、当直に当たっている場合には、時間外に診療をしても、時間外手当の算定はしておりません。勤務をする時間は、夜勤1回については8時間ではなくて、16時間あるとは思っています。その時間は、時間外の基礎の時間に算入はしておりません。

○大田委員

そしたら、部長級・課長級にならん若い新任のドクターなんかも、それと一律に計算しておると。

○田村光総合病院業務課長

はい。日当直に関しては日当直のみであって、時間外算定はしておりません。

○大田委員

そしたら、この月に大体21.3時間ぐらい残業していると言われる残業の内容ちゅうのは、どのようなことでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

基本的には5時までが勤務時間ですので、5時以降に手術が伸びたとか、病棟の急変とか、例えば、日当直時に急患があって、専門が違うので呼び出しがあったり、そういう部分の時間を計算した時間と思っています。

○大田委員

そしたら、待機の先生が呼び出しがあったとき来たときには、時間外という解釈でいいんですかね。

○田村光総合病院業務課長

はい。そういう解釈でよろしいと思います。

○大田委員

医師も人間ですから、なるだけ当直とか夜間当直なんかも割合に少なくして、働いてもらわにゃいけませんから、そのことをちょっと考慮に入れてもらいたいと思います。

また、壇上での質問の続きになるんですが、医師確保に対して年間の目標はどのようになっているのか。目標を立てておられると思うんですが、お教え願えたらと思うんですが。

○西村病院局管理部長

年間の目標ということでございますけれども、現状今不足している医師、それを確保したいということで今動いておりますので、今不足している人数が一応目標ということになろうかと思えます。

○大田委員

今医師が足りないから、確保するのが目標であると。それはわかるんですが、それが今できないから、最低でもどのぐらい何人ぐらい当たって、医師を連れてくる努力をすとかいう目標があると思うんですよ。ただ、いつでも医師が足らんから、医師を確保するのが目標と。それは当たり前のことですよ。具体的な目標は立てておられないんですか。

○西村病院局管理部長

例えば、具体的な目標ということでございますが、診療科で申し上げますと、大和総合病院の整形外科、また大和総合病院の療養病床を担当する医師、また光においては神経内科医師、また平成31年開院に間に合やすように、緩和ケア担当の医師等を確保したいというのはございます。



○大田委員

だから。

○西村病院局管理部長

それに向けて今努力をしているということでございます。一般質問でも申し上げましたけれども、医師確保対策本部ということで、公募やホームページ等でそういった周知活動をしておりますが、実際応募や情報等が入っておりませんので、実際は折衝等はできてはいないわけではありますけれども、この6月から前管理者であります守田先生のほうに医師確保対策本部のほうの参与として入っていただきまして、その先生、守田先生の幅広い人脈で、その辺で医師の確保を今お願いをしているというところでございます。具体的には、大和総合病院の療養病床の担当の医師や緩和ケア病棟の担当の医師等を今いろいろ当たっていただいているという状況でございます。

○大田委員

前管理者の守田先生一人に頼っているということですか、今お聞きすると。

○西村病院局管理部長

医師確保対策本部ではそうですが、それぞれの病院においては、それぞれの病院長が大学のほうに関連病院もございまして、医師派遣要請は行っております。ですから、病院ルートと病院以外のルートということで、2つの方法で今いろいろ確保を動いているということでございます。

○大田委員

前々回、桑田管理者が新しく管理者になられたときにお聞きしたときには、守田先生は山大担当でやってもらうようにすると。それで、医師確保対策本部は管理部のほうでやるというふうにお聞きしたんですが、今お聞きすると、守田先生が全部をもってやるようなお話です。それはやってもらえれば、それはいいんですが、医師確保に対しても、福祉保健部が作って、最初のときには、大和総合病院では常勤医師、内科、外科、泌尿器科、眼科等求めています。外来と病棟の担当できる方を希望しますというふうに書いてあり、その問合せが大和総合病院と。新しい医院では、ただ読み上げたとおり、病院しか書いていないんですよ。なしてこういうふうになったのか、また、常勤医師として上に書いてあるんですが、この意味ちゅうのは医師を募集している、ただ病院の紹介かなちゅう感じだけなんです。なぜそれ変わったか。医師を確保するぞというそこまでの思いも伝わらないわけですよ。なしてこのような書き方になったのか教えてください。

○西村病院局管理部長

ちょっと初めの部分については、私ちょっとよく存じ上げないんですが、2回目のほうについては、ちょっとこちらのほうでそういうふうな書き方をいたしました。いろん

な情報を得たいということもありまして、常勤医師ということで広く情報を得ようという意味で、そういうふうな書き方にさせていただいたということでございます。

○大田委員

医師を募集しようというように、全く通じないんですよ、私には。ただ病院の名前を書いているだけと。今言われた緩和ケア病棟の医師も探しておると。それで放射線科の医師ですか、あれも探しているとか言われたんですが、全然意思が伝わらないんですよ。意思が伝わらない広告を出しても、広告ちゅうのは、この意思を伝えるために出すと思うんですがね。そこんところをもう一遍考えて答弁ください。

○西村病院局管理部長

今委員がおっしゃるとおりだと思います。その辺についても今からさらに検討をして、よい広告を出していきたいというふうに、わかりやすい広告を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

ぜひともそうしてください。刷って配るのも約100万円ぐらいかかったとお聞きしております。無駄にするのもなんだと思います。

それで、壇上でも成功事例のところをちょっと紹介してくださいとお聞きしたら、一般社団法人日本病院協会を紹介されたんですが、病院に対しては全然精査ちゅうか当たっていないんですか。どこの病院が成功したとか。

○西村病院局管理部長

そういうのも調べておるところでございますが、やっぱり多いのは、いわゆる人材派遣業者等をお願いしたというのが多かったです。そして、こないだのアンケートでも申し上げましたけれども、かなり多くの病院がそれを使っているというふうな話は聞いております。ただ、やはりこれもいろいろ問題ございまして、業者とかなり多くトラブルを発生しております。来ていただいた医師がもうすぐやめられたとか、かなり高額な金品を要求されたとか、そういったのをいろいろ聞いておりますので、ちょっとこれについては、公立病院としてやることはいかがなものかなというような感想は持っております。

○大田委員

古い話になるんですがね、一番代表的な例が、長野県の佐久病院じゃろうと思うんですよ。あそこ医院長先生が行ったときには、もう言葉悪いんですが、医師がおらんで潰れそうな病院じゃったと。それじゃが、医院長先生が行って日本全国を回って医師を連れてきたと。それで今、引く手あまたの感じになって、先生がようけ来てくださると。やっぱりそういうふうに努力されて初めてできると思うんですよ。大和病院だって、最初に病院つくるときには、元の事務長さんですかが1週間か10日そこに泊まり込んで、

先生のところをお願いして、ようやくと来てもらえるようになったとか、そういう話をお聞きしているんですよ。それで、私は、病院局ちゅうのは医師対策本部をつくられて、そげな努力をしてやられるのが、まあ当たり前というとおかしいでしょうが、やるべきだろうと思っているんですよ。そこんところがどうも、壇上でも申しましたが、私のほうに通じてこないんですよ。今まで医師を集めるのを目標にしていますよと。それだけじゃないと思うんですがね。例えば、医師の中で学会がいろいろあれば、学会のところに行って、医師をお願いをしますとか、顔見知りになってどうですかちゅうのも一つの手じゃろうと思うんですよ。学会ちゅうのは、各専門の医師がたくさん集まる所ですからね。このような中で、またその先生の紹介でとかいうのもあるじゃろうと思うんですよ。そのように具体的に、こういうふうにしたが今ちょっとまだですとか言うんじやったら、そしたら、もう少し頑張ってくださいとかと言えるんですが、なかなかそれがこっちに伝わってこないんですよ。目標にしていますよと、ただそれだけで。先ほどのあの広告の件にしたってそうです。そうじゃけ、年間の目標として必ず、今回は6人なら6人ぐらいこの先生らにお願いしに行きましようかとかいうようなものが、当然あってしかるべきじゃろうと思うんですがね。どう思っておられますか。

○西村病院局管理部長

広告やホームページ等で医師の募集を行っておりますけれども、より効果的な方法をまた検討をして、医師の目がとまるような広告といたしますか、そういったものをいろいろなものをアイデア出しながら考えていきたいというふうに思っております。

○大田委員

もう何ぼ言うても並行線ですね。

そしたら、次に行きます。

地域包括ケアについてお聞きしたいんですが、病院局と福祉部の連携というのは現在まで、福祉保健部にもお聞きしたんですが、どのような動きをされてきましたか。お教えください。

○小田大和総合病院業務課長

福祉保健部との連携ですけれども、当院としましては、地域ケア全体会議というのが福祉保健部のほうで開催をされております。そちらのほうに当院の職員が出席をしております、顔の見える関係を築いております。日常ですけれども、福祉保健部のほうに当院の医療機能による相談が市民のほうからあれば、その都度当院の地域医療連携室のほうでもお電話があり、相談や問い合わせ等がありますので、常日ごろから連携のほうはとっているという状況でございます。

○大田委員

大和だけ、連携しているのは。

○田村光総合病院業務課長

光のほうですけれども、光は急性期として地域包括ケアシステムの中に一翼を担っていく方向ではありますけれども、まだケアシステム自体が完成はしていません。院内のほうでは、地域連携室のほうの職員が何度か出向いて、その会議等も参加をさせていただいて、どういう方向性がいいのかという流れの中で検討している段階だと思っています。

○大田委員

議会のほうやったら、具体的にこれをやりましたとかいうのは、まだ全然具体例はないということですね。

○田村光総合病院事務部長

光の場合は、在宅で、例えば、疾病が増悪した患者さんの受け入れ等をやっていくところですけども、一般の包括ケアシステムにおけるその在宅での増悪なのか、以前からケアシステムがない段階においても、地域の医療の先生方から悪くなったんで紹介等を受ける形が当然ありますので、その単位をシステムにする、例えば、福祉保健部が間をもってやるのか、今は直接やっていますけれども、その辺の流れがきちんとできてからだろうと思っています。

○大田委員

大和のほうはそういうふうなことを言われたんですが、訪問介護サービスやら訪問リハビリサービスちゅうのが決算でも上がっています。大和病院は退院された方のみにこのサービスはやっておられるんですが、これは地域包括ケアの中でも一緒になってやっていくべき問題じゃないかと思うんです。そこの辺のところはどういうふうに思っているんですか。

○小田大和総合病院業務課長

訪問看護、訪問リハにつきましては、福祉保健部のほうからの問い合わせ等あります。市民のほうからも相談事があれば、常にこちらでも相談を受けて、訪問リハ、訪問看護を利用していただくようにしております。

○大田委員

今お聞きすると、大和病院は退院した方だけでなくも訪問リハ、訪問看護サービスもやっておられるようにお聞きしたんですが、それは福祉部の地域包括ケアの担当と一緒にやっておられるんですか。

○小田大和総合病院業務課長

すいません。現在、当院を退院した患者さんのみ対応をしております。

○大田委員

それで、地域包括ケアとの連携はどういうふうになっているんですかとお聞きしちよるんです。やっていないんですか。

○小田大和総合病院業務課長

ですから、当院以外の患者さんについては、一般的に訪問看護というのはどういうものなんですか、訪問リハとはどういうものなんですかとかいうことについては御相談を受けておりますけれども、受け入れというのは今していない状況でございます。

○大田委員

それは、一般の人は福祉保健部のほうのケアマネジャーと、いろいろ相談して、病院のほうにも相談されるでしょうけど、この大和病院を退院された方に対しては、ケアマネジャーとか福祉保健部のほうと連携はされておられるんですかとお聞きしちよるんです。今の答弁では、何かされていないみたいにお聞きしたんですが。

○小田大和総合病院業務課長

ですから、当院を退院した患者さんであっても、福祉保健部のほうからそういう相談があったりもしますので、そういう連携は常にとっております。

○大田委員

ぜひともせつかく地域包括ケアというのができて、福祉保健部と光市医師会と病院局との三者連携で、これから訪問看護とかを一生懸命よい方向に向かっていこうとされているんですから、連携を密にとりながら、そういう患者さんに当たってもらいたいと思うんですよ。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと聞くのを忘れちよったんですが、夜間当直されたときの救急患者について、以前、光市民ホールで光総合病院と下松の記念病院と徳山中央病院の3人の先生方が来て、救急に対するという講演をされたんですよ。それで、徳山中央と下松の記念病院は引き受けますよというような感じで言われていたんですが、光の病院はそのような講演じゃなかったんですよ。光は、そんなら、受け入れないのかなというような感じを受けたんですよ。そこんところの考えがどのようなのか教えていただきたいんですが。

○田村光総合病院事務部長

私、講演に出ていないので、どういう講演だったかというのがわかりませんが、一応二次救急指定病院で救急指定病院でありますので、救急は受けてまいります。救急車の受け入れも当然ながら上下、多い少ない月ありますけれども、80、90、100、そのあたりで毎月推移しているとは思ひますので、受けないということはありません。

○大田委員

80、90のは、80%、90%ちゆうことか、それとも80件、90件ちゆうことですか。

○田村光総合病院事務部長  
件数でございます。

○大田委員  
そしたら、受け付け拒否ちゅうんですか、あれはどのぐらいあるんですか。

○田村光総合病院事務部長  
受け付け拒否ということはありませんけども、依頼があつて、専門医でない場合にいかどうかという部分と、例えば、頭を打っている場合でしたら、基本的にはうちで受けても、また送ることになるし、時間的におくれることもあんまりよろしくないので、そういうのを含めますと、今は、例えば、90件受け付けをしたら30件か40件か、30件程度かな、の問い合わせで受け入れがなかったということになると思いますけども。

○大田委員  
90件の中の30件を受け入れができなかったとなると、60件ぐらいで、大体1日に2件ぐらいの受け入れをしようと、平均として、そういう考えでよろしいですかね。

○田村光総合病院事務部長  
受け入れ自体が大体90ぐらいなので、それを月の日数で割っていただければ平均が出るかなと思います。

○大田委員  
光総合病院は第二次の救急指定病院になっているんですから、なるたけなら救急依頼があつたときには、ぜひとも患者さんを100%とは言わない、そりゃ脳外科なんかないからそういうふうにはいかないんですが、なるたけなら全ての患者さんを引き受けられるようにしてほしいと思うんですよ。それで、光総合病院なんか今度新しくなるんですから、医師ももっと、当直も1人でなくて、3人ぐらいの当直ができるような感じの総合病院にしてほしいと思うんですよ。せっかく新しい病院ちゅうことで大々的に打って出られるんですから、そのような覚悟で私はやってもらいたいと思うんですよ。そこんどこ、私の考えはおかしいですかね。ちょっとお聞きするんですが。

○田村光総合病院事務部長  
今言われた、当然病院側としては、当直医が2、3名であればいいかなとは思いますが、それは医師の勤務の話もありますし、医師数の問題もありますので、ずっと委員さん方が言われる医師の数の問題がそこに、根本にはあると思います。医師の負担をかけずに、なるべく救急もきちんと受け入れるような体制をとっていくのが現状かなとは思いますが。

○大田委員

現状はそうでしょうが、二次救急の総合病院と名乗っている限りには、そういうふうにして私は思っているんですよ。ぜひともそのように努力してほしいと思うんですよ。医師確保対策本部にも救われて、医師を確保しますよと言っているんで、今いない先生だけを引き受けるんじゃないくて、そういうような充実した病院をつくると言っておられるんじゃないったら、それぐらいまでしてやってほしいと思うんですよ。ぜひともお願いしたいと思います。

終わります。

○笹井委員

新病院の建設についてもここでよい……。ですね。

○委員長

どうぞ。

○笹井委員

一応大まかなスケジュールは示した上で、今、実際基礎工事にかかっておられるわけですが、進捗状況で特に予定より遅れているところとか進んでいるところとかありましたら、お知らせください。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

進捗状況につきましては、おおむね計画どおり進んでいるとは思いますが、今後、基礎工事を進めていくところでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。今までの議会の審議の中で、自転車の停車場に横壁が必要ではないかとか、あるいは身障者駐車場に屋根が必要じゃないかというような議論があったかと思うんですが、この辺はどうですか。今、そちらのほうで検討とか変更とかをされるような動きがありますでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

現在、身障者用駐車場については、車椅子の専用駐車場4台分については、多くの議員さん等から御要望がございましたので、屋根を設置する方向で検討を進めております。以上です。

○笹井委員

身障者駐車場のほうはわかりました。自転車停車場に横壁が必要じゃないかというような議論もあったと思いますが、そこについては特に検討はされていないということでもよろしいんですかね。

○川崎病院局経営企画課長

駐輪場については、現状そのような形でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

あと、新電力について、全ての部局に聞いているということなんですけども、光総合、大和、まほろばと施設を持っておられますが、新電力の導入について調査研究等はされてますでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

新電力については、稼働時間の長い工場だとか病院施設など夜間も大量に電気を使用して、年間変動の少ないような施設については、余り削減効果が出ないということを知っておりますので、現状特にはしておりません。

○笹井委員

はい、わかりました。他部局でも試算したら高くなるというところもあったようでございますし、傾向としては今そちらのほうで言われたとおりだと思います。理解しました。

終わります。

○岸本委員

先ほどは資料の用意ができておりませんで、大変申しわけございませんでした。資料が手に入りましたので質問させていただきます。

29年3月7日の資料で、新光総合病院建設事業実施設計案報告というのがございまして、こちらには敷地面積が3万2,429m<sup>2</sup>になっております。そして、その後、平成29年4月24日、議会全員協議会資料ということで実施計画概要版というのがありまして、そこには3万1,384m<sup>2</sup>となっております。これはどちらが本当のm<sup>2</sup>数かお知らせいただきたいと思います。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

最初の約3万2,000m<sup>2</sup>は基本設計時の敷地面積で、全ての面積を示しております。あとの約3万1,000m<sup>2</sup>は、今回の工事では調剤薬局の部分を整備いたしませんので、その敷地面積を除外しております。

以上です。

○岸本委員

そしたら、土地購入費というのはどちらのほうで本当なんでしょうか。薬局部分を除いた数字ででしょうか。



○小林新光総合病院建設室技術担当係長  
薬局の部分を含めた面積でございます。

○岸本委員  
そうしたら、今度、医院外薬局というのは賃貸にされるということになりますんでしょ  
うか。土地ですね。

○西村病院局管理部長  
薬局については賃貸か、もしくは売却かという二通りの考え方があろうかと思  
います。これについては、今検討を進めている段階でございます。

○岸本委員  
わかりました。よろしくお願いいたします。